年次報告2015

原子力発電復活政策の現状と今後の展望

原子力市民委員会
www.ccnejapan.com

原子力市民委員会へのご支援のお願い

原子力市民委員会は、高木仁三郎市民科学基金（http://www.takagifund.org ）の特別支援事業として設立されました。

会議の開催、調査活動、公開フォーラムなどの実施、報告書の刊行などの活動経費は、みなさまからのご寄付に頼っています。

ぜひ、原子力市民委員会の活動を支えて下さるようお願いいたします。

（なお、寄付金は税控除の対象となります）

１）郵便振替口座：００１６０－４－７５８９７２ **加 入 者 名 ：原子力市民委員会** ▼振込用紙には「寄付」とお書きください。
２）銀行口座：ゆうちょ銀行　〇一九（ゼロイチキュウ）店 **当座　０７５８９７２** **口 座 名：原子力市民委員会** ▼email@ccnejapan.com あるいは FAX（03-3358-7064）にて、お名前・ご住所等をお知らせください。
３）クレジットカードでのご寄付 http://www.ccnejapan.com/?page_id=1329 よりご利用いただけます。

原子力市民委員会事務局
〒160-0003　東京都新宿区本塩町 7-7 新井ビル 3F
（高木仁三郎市民科学基金内）
TEL/FAX：03-3358-7064
E-Mail：email@ccnejapan.com
ＷＥＢ：http://www.ccnejapan.com

年次報告2015
原子力発電復活政策の現状と今後の展望

目　次

はじめに ---- 4

第一部　原子力発電復活政策の現状と今後の展望

***1*　続く被災者の困難―切り捨て政策の変更を求めて** ---- 8
1.0 はじめに ---- 8
1.1 政府側の「復興」政策と被災者軽視 ---- 9
1.1.1 初期線量評価の危うさ ---- 9
1.1.2 健康影響評価の危うさ ---- 9
1.1.3 リスクコミュニケーションという名の「不安除去」策 ---- 10
1.2 帰還政策と被ばく限度の問題 ---- 10
1.2.1 帰還促進政策と避難指示・勧奨の解除 ---- 10
1.2.2 帰還の基準とその設定のしかたの誤り ---- 11
1.2.3 作業員の被ばく限度の引き上げの動き ---- 12
1.3 被災者の意識と抵抗の動き ---- 13
1.3.1 福島県避難者意向調査 ---- 13
1.3.2 被災地域の子どもをもつ親の懸念 ---- 14
1.3.3 避難した住民の困難の継続 ---- 15
1.3.4 被災地住民への支援の不足 ---- 15
1.3.5 中通り住民の意識と被災者軽視の施策 ---- 16
1.3.6 被災者の抵抗の動き ---- 17
1.4 放射能汚染廃棄物問題と監視・規制体制の構築 ---- 18
1.4.1 放射性物質汚染対策特措法（2011）と環境基本法の不整合 ---- 18
1.4.2 放射能の環境基準および排出基準を設定しなおす ---- 20
1.5 福島第一原発事故現場の後始末作業 ---- 21
1.5.1 汚染水対策の不透明感 ---- 21
1.5.2 被ばく作業現場の実情と労働災害 ---- 22
1.5.3 「廃炉ロードマップ」の本音と選択肢 ---- 22
1.5.4 マネジメント体制の強化 ---- 23
1.5.5 緊急作業時の被ばく限度 ---- 23
1.6 まとめ ---- 24

***2*　再稼働政策への評価** ---- 25
2.1 再稼働にむけての動き ---- 25

2.1.1 規制審査の現状 ---- 25
2.1.2 規制基準の綻びと分かれた司法判断 ---- 26
2.2 原子力規制委員会への評価 ---- 26
2.2.1 原子力規制委員の構成および原子力規制庁の組織 ---- 26
2.2.2 規制委員会発足後の規制の変化 ---- 27
2.2.3 パブリックコメントおよび市民との意思疎通 ---- 27
2.2.4 審査の透明性 ---- 28
2.2.5 福島原発事故の反省 ---- 28
2.2.6 立地評価および防災計画との一貫性 ---- 28
2.3 新規制基準と適合性審査への評価 ---- 29
2.3.1 新規制基準の性格 ---- 29
2.3.2 適合性審査について ---- 30
2.4 防災計画への評価 ---- 32
2.4.1 総論 ---- 32
2.4.2 原子力災害対策指針について ---- 32
2.4.3 個別の原子力防災計画について ---- 33

3 原子力政策への評価 ---- 34
3.1 原発復活政策 ---- 34
3.1.1 政府の政策目標 ---- 34
3.1.2 原発比率〜エネルギーミックスの問題点 ---- 35
3.1.3 原子力発電の根本的な問題点を直視し、意思決定プロセスを見直すべき ---- 39
3.1.4 新規制基準では原子力発電の安全性の確保はできず、発電コストも高い ---- 40
3.1.5 会計・料金制度の変更による原子力延命策 ---- 40
3.1.6 原子力発電の維持には現実性も国民的合意もない ---- 41
3.1.7 「ベースロード電源」という発想は電力システム改革と相反する ---- 41
3.1.8 原発版固定価格買取制度（原発 FIT） ---- 41
3.2 核燃料サイクル政策 ---- 42
3.2.1 政府の政策目標：核燃料サイクルを継続するために必要な政策措置を講じる ---- 42
3.2.2 六ヶ所再処理工場の維持存続へ向けた支援策 ---- 43
3.2.3 余剰プルトニウム問題 ---- 46
3.2.4 「もんじゅ」：資源問題解決の旗手から廃棄物問題の救世主へ？ ---- 46
3.3 高レベル放射性廃棄物処理・処分問題 ---- 47
3.3.1 政策目標：科学的有望地を示し国主導で処分地選定を推進する ---- 47
3.3.2 日本学術会議の提言：当面の暫定保管 ---- 48
3.3.3 見直されるべき総量規制 ---- 49

原子力市民委員会----------*50*
委員会の活動概要----------*50*
委員会の活動記録----------*50*
委員会の今後の予定----------*52*
第1部会　東電福島第一原発事故被災地対策・被災者支援部会（福島原発事故部会）--*52*
第1部会／健康問題ＰＴ／被災地ヒアリングＰＴの活動概要----------*52*
第1部会／健康問題ＰＴ／被災地ヒアリングＰＴの活動記録----------*52*
第1部会／健康問題ＰＴ／被災地ヒアリングＰＴの今後の予定----------*53*
第2部会　核廃棄物管理・処分部会（核廃棄物部会）----------*53*
第2部会／国際問題ＰＴの活動概要----------*53*
第2部会／国際問題ＰＴの活動記録----------*54*
第2部会／国際問題ＰＴの今後の予定----------*54*
第3部会　原発ゼロ行程部会----------*54*
第3部会／立地地域自立課題ＰＴの活動概要----------*54*
第3部会／立地地域自立課題ＰＴの活動記録----------*54*
第3部会／立地地域自立課題ＰＴの今後の予定----------*55*
第4部会　原子力規制部会----------*55*
第4部会／福島原発「後始末」ＰＴの活動概要----------*55*
第4部会／福島原発「後始末」ＰＴの活動記録----------*55*
第4部会／福島原発「後始末」ＰＴの今後の予定----------*56*
再稼働問題プロジェクトチーム----------*56*
再稼働問題ＰＴの活動概要----------*56*
稼働問題ＰＴの活動記録----------*56*
再稼働問題ＰＴの今後の予定----------*57*

おわりに----------*58*

表 2-1 再稼動申請した原発一覧----------*25*
表 3-1 廃炉ケース別の原発総出力試算（詳細版）----------*36-37*
表 3-2 廃炉ケース別の原発総出力と原発依存度（総括表）----------*38*

はじめに

この年次レポートでは、政府の進めている「原子力発電復活政策」の現状について、原発ゼロ社会を実現していく立場から批判的分析を加える。そしてその分析を踏まえて、原子力発電復活政策の推進にブレーキをかけ、政策を変えていくための急所となる争点がどこにあるかを示す。

「原子力発電復活政策」とは一言でいえば、原子力発電に関わる政策と事業を、福島原発事故前の状態へと、できる限り近づけようとする政策である。つまり、できるだけ多くの原子力発電所の再稼働を実現し、かつ将来にわたり原子力発電事業（関連する核燃料サイクル事業を含む）を維持していくことを目標とする政策である。

福島原発事故以降、多くの原発の停止と運転再開の困難さに直面して、電力会社は原発の経営リスクに敏感になった。電力会社は、そうした経営リスクを最大限、政府に肩代わりしてもらうことを要求している。政府もそれに応えて、従来よりも格段に手厚い原発保護・支援措置の導入をはかっている。まさに原子力村内部でのリスク再分配が進められている。原子力発電復活政策により、日本の市民（国民、住民）は過酷事故リスクから解放されないのに加え、納税者として原発の経営リスクの肩代わりもさせられている。

近年の種々の世論調査からも明らかなように、日本の市民の多数者は原発ゼロへ向かうことを支持しており、しかも再稼働にも反対している。そうした国民世論を全く無視した形で、原子力発電復活政策はあたかもブルドーザーが突進するように進められている。踏みにじられつつある民意の受け皿となる政治勢力は弱体であり、原子力発電復活政策の是非を政治の主要争点とすることに未だ成功していない。

『原発ゼロ社会への道――市民がつくる脱原子力政策大綱』[1]の序章で述べたように、原発過酷事故のもたらす被害は、他の事故のそれとは異次元の規模のものであり、何十万人もの人々が何世代にもわたって苦しめられる。その発生に関与した人々はとうてい、巨大な被害を償うことができない。つまり過酷事故の責任（結果責任）を負うことは事実上できない。そうした「失敗が絶対に許されない技術」を他の産業施設と同列に扱い、流れ作業的に再稼働を進めようとする政府や電力会社の姿勢は、無責任と評する他はない。

原子力発電復活政策は、次の3つの要素からなる。

第1は、福島原発事故による被害の「克服」である。史上最大級の原発過酷事故が起きても、その被害は克服できるのだという新しい神話を、日本国民や世界人類の間に広めることがその目的である。もちろん福島原発事故はいまだ収束していない。原子力施設から放射能（汚染水等）の追加放出が続いている。また原子力施設外へ放出された放射能の大半が、生活環境から隔離した状態で保管されるに至らず、むき出しの状態にあり、周囲へ拡散し続けている。作業員や周辺

---

1 2014年4月刊行の原子力市民委員会報告書（略称「脱原子力政策大綱」）
www.ccnejapan.com/?p=3000

住民たちの累積被ばく線量も日々増え続けている。そして 12 万人もの住民が住居移転を強いられ、もっと多くの住民が被ばくしながらの生活を余儀なくされている。

正常な頭脳で考えれば被害の「克服」は不可能である。しかし原子力発電復活のためには、どんな原発過酷事故が起きても大丈夫なのだと、日本国民に信じ込ませるしかない。さらには原発輸出の相手国の市民の反対や不安を押さえ込むために、国際的に発信していくしかない。そこで何事もなかったような状態へと、汚染地帯を復元する政策が進められている。福島第一原発の原子炉施設を解体・撤去すること、広範囲に飛び散った事故廃棄物の処理・処分を形だけでも進めること、住民を元の場所に帰還させること、などが至上命題とされてしまっている。

どんな原発過酷事故が起きても大丈夫なのだという新たな安全神話を創出しようと関係者（安倍政権、経済産業省、環境省、電力会社）は必死である。だが事故収束の見通しは立っていない。事故から 4 年あまりが経過したにもかかわらず核燃料デブリの場所すら不明であり、汚染水の遮蔽も難航している。広大な放射能汚染地帯の放射線量もなかなか減衰しない。その中で避難指示解除準備区域の指定解除による補償金の打ち切りが被災者の同意をえないまま進められている。このような強引な帰還政策に対しては、被災住民の側から提訴や集団 ADR の申立てが相次いでなされており、現実に政府の指示通りに帰還する住民は限られている。

第2は、原発再稼働の推進である。この任務を担うのは皮肉にも、2012 年 9 月に発足した原子力規制委員会である。原子力規制委員会は商業発電用原子炉施設に関する新規制基準を大急ぎで策定し、2013 年 7 月施行した。現在までに 24 基の原発が設置変更許可の申請をした。その中で2地点4基（九州電力川内 1・2 号機、関西電力高浜 3・4 号機）が設置変更許可を受けた[2]。

そして川内 1・2 号機については、地元自治体（首長、議会）も早々と再稼働に同意した（薩摩川内市 2014 年 10 月 28 日、鹿児島県 11 月 7 日）。高浜 1・2 号機については、すでに高浜町議会が 2015 年 3 月 20 日に同意している。まだ高浜町長の同意、福井県知事・県議会の同意は得られていないが、不同意の可能性は現時点では低い。

しかし再稼働に関する地元同意をめぐって、紛糾する可能性は高い。地元同意に関する法令上のルールはないが、電力会社と立地自治体（道府県、市町村）との間で、原子力安全協定を紳士協定として締結することが 1970 年代より慣行として定着しており、その中に施設の新増設や重要な変更（福島事故後の新規制基準下の再稼働もそれに該当する）を行うときの、事前協議（又は事前了解）の規定が盛り込まれている。福島原発事故を契機に、過酷事故の被害が遠方まで及ぶことが人々の常識となった。それに伴い原発の周辺自治体（都道府県、市町村）も、立地自治体と同等の内容の安全協定締結を電力会社に対して求めるようになった。現時点では周辺自治体が事前協議（又は事前了解）条項を含む安全協定の締結に成功したケースはほとんどないが、周辺自治体の反対が強ければ電力会社はおいそれと再稼働を強行することはできない。

---

2 川内原発と高浜原発の審査書に対する批判については、原子力市民委員会「川内原発審査書案に対する総合的意見」(2014 年 8 月 4 日) www.ccnejapan.com/?p=3681、原子力市民委員会「見解 : 高浜原発 3・4 号機の再稼働は容認できない」(2015 年 2 月 1 日) www.ccnejapan.com/?p=4564 などを参照されたい。

なお福島原発事故の被害圏の広大さを考えれば、紳士協定に過ぎない原子力安全協定の拡充といった「漸進的な方策」で、地元同意の仕組みを改革するだけでよいのか、という根本的な疑問もある。つまり立地自治体・周辺自治体の権限を、紳士協定ではなく、法令にもとづくものとして、原子炉等規制法などに、明確に規定すべきとの意見もある。原子力市民委員会としても、これについて本格的に検討してみたい。

そうした地元同意の問題とは別に、許認可手続きそのものが、難航している。設置変更許可が公布されたものの、工事計画認可、起動前検査、保安規定認可が遅れており、未だに1基たりとも、法的に運転できない状態に置かれたままである[3]。それは原子炉等規制法に「バックフィット不適合」の原子炉を運転できないという条項が設けられたためである。おまけに高浜3・4号機は、福井地裁による仮処分決定（2015年4月14日）により、2015年内の再稼働は絶望的となっている[4]。

第3は、原発を堅持するための（1）国策としての原子力計画の再構築と、（2）電力業界による国策協力を確保し続けるための原子力発電保護・支援政策の抜本的強化である。そのためには電力会社の抱える原子力発電に関するコスト・リスク（核燃料サイクル等に関するものも含む）を、できる限り免除または軽減する措置を講ずる必要がある。

原子力計画の再構築に関して、関係者は次々と委員会を設置して具体的政策を定めようとしている。しかし思わぬ政治的影響を及ぼすことを恐れてか、全体として牛歩の歩みを余儀なくされている。2014年4月に新しいエネルギー基本計画が閣議決定され、そこに原子力関連事業の全方位的推進の方針が盛り込まれたが、政策内容は具体性を欠いていた。そこで経済産業省は総合資源エネルギー調査会に原子力小委員会を設置（2014年6月）し審議を進めさせたが、その「中間整理」（2014年12月）に、主要な原子力関連事業のロードマップを盛り込むことはできなかった。

またエネルギーミックス目標について、経済産業省は総合資源エネルギー調査会に長期エネルギー需給見通し小委員会を設置（2015年1月）し審議を進めさせたが、5月末に示された長期エネルギー需給見通し（案）[5]には、全原発（建設中3基を含む）の再稼働と、多くの原発の寿命延長（40年から60年へ）を前提として、架空の数字（2030年の電力に占める原子力発電比率20～22%）が示されたにとどまる。これは再稼働の見通しについて現実的判断を停止して、全ての原子炉の再稼働という空想的な前提で計算したものに過ぎない。

また電力業界による国策協力を確保し続けるための原子力発電保護・支援政策の抜本的強化についても、前述の原子力小委員会の中間整理（案）には一切、具体的な政策内容が示されていない。取り沙汰されていた「再処理への拠出金方式」の導入（発生者たる電力会社の有限責任化）や「価

---

3 川内1号機については、本稿執筆後の5月27日に保安規定が認可されたが、運転開始に必要な設備検査の 実施が遅れている。

4 この司法決定に対する評価については、原子力市民委員会・座長声明「高浜原発3・4号機運転差止仮処分決定の意義（2015年4月21日）www.ccnejapan.com/?p=5093 を参照されたい。

5 この案に対しては、2015年7月1日までパブリックコメントが受付けられている。
www.enecho.meti.go.jp/notice/topics/031/

格差補償金」（英国では FIT-CfD　Contract for Difference　差金決済取引と称する）の導入も、方針としては書かれなかった。

　このように原子力発電復活政策は、３つの要素のいずれにおいても深刻な停滞状態にある。この年次レポートでは、３つの要素それぞれについて1章ずつをあて、政策推進の現状を批判的に分析し、原子力発電復活政策の推進にブレーキをかけ、政策を変えていくための急所となる争点がどこにあるかを示す。以上が第1部の構成と内容である。

　また第２部では付録として、原子力市民委員会全体、４つの部会と部会横断的に課題に取り組む6つのプロジェクトチームの活動記録を収める。

第一部　原子力発電復活政策の現状と今後の展望

1 続く被災者の困難――切り捨て政策の変更を求めて

1.0 はじめに

福島原発事故による放射能被害は、福島県を中心に東北や関東の広い地域に及んでいる。しかし、被害は多くの場合まだ見えない放射線による健康への確率的影響・晩発的影響、放射線に対処するための移住・避難・別居・行動パターンその他のさまざまな生活変化、外部線量や食物への配慮などの放射線を気にかけることや不安、こうした変化に伴って強いられる選択に由来する人間関係の変化や軋轢など多岐にわたっている。こうした被害は、被災後 4 年を経たからといって大幅に軽減したとはとても言えない状況である。

だが、政府は「復興」を錦の御旗に掲げ、放射線による被害がきわめて小さく、ほとんどなかったことのように見なし、被害者の救済を打ち切り、放射線対策を縮減し、避難者の帰還を進める施策を強引に進めてきている。南相馬在住の詩人、若松丈太郎氏の作品「なかったことにできるのか」は、こうした現状を次のように描き出している[1]。

> 小児甲状腺がん発症者および疑いある者三百倍／核災関連死者千七百三十人超／避難者はいまも十万人超／このあと二年後も帰還できない人五万人超／燃料デブリ取り出しの願望的開始目標二〇二〇年
>
> 無惨としか言いようがない現実がある／あったことを終ったことにするつもりか／あったことをなかったことにするつもりか／同じことをくりかえすために／いまあることをなかったことにできるのか

以下では、被災者や原発作業員の困難な現状を示す（1.1）とともに、被災者の困難を見て見ぬふりをして切り捨て、また新たな負担やリスクを押しつけようとする政府の被災対策について述べ（1.2）、被災者が現在、どのように被害を受け止めているかについて、また、政府の施策に抵抗して是正を求める被災者や市民の動きにもふれていく（1.3）。さらに、新たな放射能汚染の押しつけが懸念されている放射能汚染廃棄物の処分と監視・規制体制に関わる問題（1.4）と、福島第一原発事故現場の後始末作業をめぐる問題（1.5）についても述べていく。

---

1 平井有太（編）2015『福島 —— 未来を切り拓く』SEEDS 出版、所収（pp.179-180）

1.1　政府側の「復興」政策と被災者軽視

1.1.1　初期線量評価の危うさ

原発事故によって多量の放射性物質が飛散し、それによる健康被害が懸念される。とくに事故後初期の被ばく線量が問題となるが、政府側が示す初期被ばく線量評価が妥当なのかどうか嫌疑がかけられている。平成 24 年度原子力災害影響調査等事業として放医研がまとめた「事故初期のヨウ素等短半期による内部被ばく線量評価調査」成果報告書（2013 年 2 月）が示した線量評価には多くの批判が寄せられ、福島原発事故に関する「UNSCEAR 2013 年報告書」[2]でも小さく比較対象として参考されるにとどまった。

その「UNSCEAR 2013 年報告書」の内容は、「心理的・精神的な影響が最も重要だと考えられる。甲状腺がん、白血病ならびに乳がん発生率が、自然発生率と識別可能なレベルで今後増加することは予想されない。また、がん以外の健康影響（妊娠中の被ばくによる流産、周産期死亡率、先天的な影響、又は認知障害）についても、今後検出可能なレベルで増加することは予想されない」というものだと、首相官邸ホームページの原子力災害専門家グループのコメントはまとめている[3]。

1.1.2　健康影響評価の危うさ

だが、この「UNSCEAR 2013 年報告書」については、放射線健康影響の専門家として WHO で要職を務めて来たキース・ベーヴァーストック氏が厳しく批判している[4]。実際、「甲状腺がん……が、自然発生率と識別可能なレベルで今後増加することは予想されない」というが、福島県県民健康調査の甲状腺検査評価部会の「甲状腺検査に関する中間取りまとめ」（2015 年 5 月 18 日）[5]において、2011 年 10 月から 2014 年までに1次検査が行われた第1巡目について、「被ばくによる過剰発生か過剰診断（生命予後を脅かしたり症状をもたらしたりしないようながんの診断）のいずれかが考えられ」（p.1）るとして、どちらであるかの判断を避けている。第2巡目でも多数の甲状腺がんが見出されている現状はけっして楽観できるものではない。

政府側の対応を見ると、2013 年 11 月に設置された「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴

---

2 United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation（UNSCEAR）, 2014, Sources, effects and risks of ionizing radiation, Volume 1: *UNSCEAR 2013 report to the General Assembly,* Scientific Annex A: Levels and effects of radiation exposure to the nuclear accident after the 2011 great east-Japan earthquake and tsunami（2011 年東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響）. New York: United Nations. www.unscear.org/docs/reports/2013/13-85418_Report_2013_Annex_A.pdf

3 www.kantei.go.jp/saigai/senmonka_g66.html

4 キース・ベーヴァーストック（Keith Baverstock）2014「福島原発事故に関する「UNSCEAR2013 年報告書」に対する批判的検証」、『科学』84（11）：1175-1184. www.iwanami.co.jp/kagaku/Kagaku_201411_Baverstock_r.pdf

5 佐々木康人「東電福島第一原発事故に関する UNSCEAR 報告について」2014 年 7 月 9 日 www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/115335.pdf

う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」が 2015 年 2 月にまとめた「中間とりまとめ」では、「国際機関の評価と同様、今般の原発事故による放射線被ばく線量に鑑みて、福島県及び福島近隣県においてがんの罹患率に統計的有意差をもって変化が検出できる可能性は低いと考える。また、放射線被ばくにより遺伝性影響の増加が識別されるとは予想されないと判断する。さらに、今般の事故による住民の被ばく線量に鑑みると、不妊、胎児への影響のほか、心血管疾患、白内障を含む確定的影響（組織反応）が今後増加することも予想されない」（p.22）[6]としているが、それならばとくに健康対策は取らなくてよいことになる。

実際、子どもの甲状腺がんの検査について、事故当時、福島県内に居住した子どものみを対象としてきたこれまでの枠を維持し、福島県外の比較的線量が高い地域の子どもたちは対象にしないことになった。住民の意識との間にはなはだしい距離があると言わなければならない。

1.1.3　リスクコミュニケーションという名の「不安除去」策

2012 年に施行された「子ども・被災者支援法」[7]に対して、復興庁は 2013 年 10 月の「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」において、「原発事故発生後、年間積算線量が 20 ミリシーベルトに達するおそれのある地域と連続しながら、20 ミリシーベルトを下回るが相当な線量が広がっていた地域においては、居住者等に特に強い健康不安が生じた」とし、「法第８条に規定する「支援対象地域」は、福島県中通り及び浜通りの市町村（避難指示区域等を除く。）とする」と狭く対象地域を定め、きわめて限定的な支援を行うにとどまっている。

他方、「原子力被災者をはじめとする国民の低線量放射線の健康影響への不安に対するリスクコミュニケーションを効果的に進めるために、関係省庁間の強力な連携の下、取組をより効果的に推進」するという方針を示した。そして、2014 年 2 月には、復興庁、環境省、経産省、原子力規制庁等、諸省庁の協力による「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」を発表した。多くの予算を投じて、放射線による被害はとるに足りないので帰還を進め、「不安をなくす」ように促す施策である[8]。

1.2　帰還政策と被ばく限度の問題

1.2.1　帰還促進政策と避難指示・勧奨の解除

避難指示・避難勧奨がなされていた地区に対して、国は次々に避難指示・勧奨の解除を進めて

6　www.env.go.jp/chemi/rhm/conf/torimatome1412/attach/mat01.pdf

7　東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（平成 24 年 6 月 27 日法律第 48 号）。この法律の意義と運用上の問題点について、詳しくは、原子力市民委員会 2014『原発ゼロ社会への道』1-4（p.47）、1-5-1（pp.59-60）、および満田夏花・細川弘明 2014「原発事故子ども・被災者支援法の基本方針（2013 年 10 月）の欠陥」（原子力市民委員会 討議資料）
www.ccnejapan.com/archive/2014/20140317_CCNE_mitsuta_hosokawa.pdf を参照のこと。

8　前掲『原発ゼロ社会への道』第1章、p.52、コラム「安全安心の〝刷り込み〟は、リスクコミュニケーションの名に値するのか」を参照。

きている。すでに 2011 年 9 月には、田村市都路地区、川内村のうち、20km 以遠 30km 圏内の「緊急時避難準備区域」が解除になった。

2012 年 12 月には、伊達市小国地区・川内村の「特定避難勧奨地点」、2014 年 4 月には田村市都路地区の 20km 圏内が避難指示解除になった。同年 9 月には川内村の 20km 圏内が解除、12 月には南相馬市の「特定避難勧奨地点」が解除になった。解除ののち、一定期間後に賠償も打ち切られるため、解除は実質的には帰還の促進を意味する。いずれの解除についても、解除に反対、もしくは時期尚早とする住民が多くいたが、これらの声は事実上無視された。

もっとも顕著だったのは、南相馬の「特定避難勧奨地点」の解除の際の対応であろう。国の解除の意向についてはじめて住民説明会を行ったのは 2014 年 10 月 8 日。同説明会には住民約 50 人が出席したが、「除染しても市内の避難区域より線量が高い」「再除染してから解除すべきだ」「年間1ミリシーベルト以下でないと不安だ」などの反対意見が続出した。住民説明会はこの後、同月 10 日と 11 日の2回開催されたが、いずれも住民の反対意見が強く、紛糾した。

10 月 10 日には、行政区長1名を含む住民たちが上京し、経済産業省に対して、解除方針の撤回を要請。10 月 24 日には、高木陽介経済産業副大臣（原子力災害現地対策本部長）が現地訪問を実施。住宅の敷地境界の側溝などが高い傾向にあり、住宅敷地内で最高毎時 2.97 マイクロシーベルト、敷地に近い林で毎時 3.8 マイクロシーベルトを示す場所があり、立ち会った住民は「市内の避難区域より線量が高いので解除しないで欲しい」等と訴えた。しかし高木経済産業副大臣は、「線量的には大丈夫ですが、ご不安があるから清掃いたします」と発言している。

11 月 5 日には、現地対策本部に住民による解除反対署名を 1,210 筆提出。12 月 21 日に南相馬市で開催された住民向け説明会では、発言した住民がすべて反対。最後に大谷地区の行政区長が「地域全体を下げてから解除でしょう。同じ人間として話をしてほしい。無理を通して、道理を引っ込めるのか」と詰め寄った。しかし、高木経済産業副大臣は、「川内や伊達との公平性を保つ」「積算線量 20 ミリシーベルトを下回っており、健康への影響は考えられない」と延べ、12 月 28 日に解除を通知した。なお、伊達市小国地区の特定避難勧奨地点の解除の際には、説明会すら開かれなかった。

1.2.2　帰還の基準とその設定のしかたの誤り

政府の説明によれば、解除にあたっては、①空間線量が年間 20 ミリシーベルトを下回っているか、②帰還先のインフラなどが整っているか――などが判断基準となる。①については、実際には、玄関先および庭先の測定で、1メートル高の空間線量率が毎時 3.8 マイクロシーベルトを下回っていることで判断している[9]。

一方で、上記の基準については、①年間 20 ミリシーベルトという解除基準そのものが高いこと、②空間線量率のみの指標設定やモニタリング方法に問題があること――などが指摘される。

①については、政府は年間 20 ミリシーベルトの根拠として、ICRP 勧告をあげているが、同勧

9　2014 年 11 月 17 日、東日本大震災復興特別委員会における川田龍平参議院議員の質問に対する高木陽介経済産業副大臣による答弁

告においても、緊急時を過ぎた段階での「現存時被ばく状況」では、1～20ミリシーベルトの下方を参照レベルとして採用することになっている。事故後一貫して年間20ミリシーベルトに高止まりさせている現在のやり方は、同勧告を満たしているとは言えない。

また、②に関しては、不安定な空間線量率を指標とし、測定は玄関先および庭先のみでの計測であり、住民の生活実態に即したものではない。さらに、特定避難勧奨地点においては、2011年の指定時の基準は、その時期により毎時3.0～3.2マイクロシーベルトであったのにもかかわらず、解除の時の基準は毎時3.8マイクロシーベルトであった。これは指定時には、事故直後の高い線量も考慮し、2011年の1年間の積算線量が20ミリシーベルトに達する見込みとなる空間線量率を採用したこと、解除時には、すでに空間線量率はほぼ一定となっていることによる差異であると政府は説明している[10]。

もっとも問題なのは、住民の意見を解除の決定に反映させていないことであろう。原子力安全委員会は、2011年8月4日の文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故における緊急防護措置の解除に関する考え方について」において、「緊急防護措置を解除し、適切な管理や除染・改善措置等の新たな防護措置の計画を立案する際には、関連する地元の自治体・住民等が関与できる枠組みを構築し、適切に運用すること」と定めている。ICRP Pub.103（2007年勧告）でも、放射線防護に関する意思決定のプロセスに、利害関係者（住民はその最たるものだろう）の関与を求めている[11]。防護措置の終了に関する話し合いには、当然、住民の関与が必須である筈だが、政府はこれを無視している。

1.2.3　作業員の被ばく限度の引き上げの動き

福島第一原子力発電所の現地で働く作業員の健康管理についても、改善されてきているという報告はなされていない。NHK科学文化部は「NHK「かぶん」ブログ」において、2015年5月1日付で次のような情報を伝えている[12]。「東京電力によりますと、昨年度、福島第一原発では▽廃炉作業中に1人が死亡したほか、▽重傷が6人、▽休業を伴う軽傷が6人、▽それ以外の軽傷が36人、▽熱中症になった人が15人で、合わせて64人が死傷したり体調を崩したりしました。」「前の年度は死者1人を含めて32人だったことから、死傷者などの数は1年で倍増したことになります。」「この中には、作業員がタンクから転落して死亡したケースや、機械に手や足を挟まれてけがをしたケースなどが含まれていて、特に福島第一原発での作業経験が1年未満の人が47人と、全体の7割以上を占めているということです。」「福島第一原発では、汚染水タンクの増設などで昨年度は作業員の人数が1日当たりおよそ7000人と、前の年度の倍以上に増えていて、東京電力は、経験の浅い作業員が増えたことが死傷者の増加の背景にあると分析しています。」「そのうえで、防護マスクをしたり何重にも手袋を着けたりする特殊な状況での作業を訓練する施設を新たに作るなど、作

---

10 2014年10月10日の市民団体主催の会合における内閣府の説明。

11 日本語版『放射線防護委員会の2007年勧告』（ICRP Publication 103）、日本アイソトープ協会 2009 www.icrp.org/docs/P103_Japanese.pdf（パラグラフ224参照）。

12 www9.nhk.or.jp/kabun-blog/200/215875.html　同年5月12日閲覧。

業員の教育を強化して状況を改善したいとしています。」

1年間で 50 ミリシーベルト、5年間で 100 ミリシーベルトというのが現行の作業員の被ばく限度だが、そうなると仕事に慣れた、また有能な作業員を保つことが困難にならざるをえないことが想定される[13]。こうした事態を受けて、厚生労働省・東電福島第一原発作業員の長期健康管理等に関する検討会では、被ばく限度を上げて限度を超えた被ばくをした作業員をさらに作業にあたらせる方向で検討を進めていることが報道されている。同検討会は、2015 年 4 月には、「大事故があった場合、緊急作業に当たる作業員の被ばく線量の上限を、100 ミリシーベルトから自動的に 250 ミリシーベルトに引き上げるとの報告書をまとめた」と報道されている[14]。

これは、新たに事故が起こったときのことについてだが、福島原発災害への対応としての規制の大幅緩和も検討されている。「報告書は、第1原発事故の緊急作業で 100 ミリシーベルトを超えた作業員 174 人の今後の上限線量を、個人ごとに設定するとの内容も盛り込んだ。生涯に浴びてもよい線量を千ミリシーベルトと定め、これまでに浴びた線量と年齢に応じて上限を決める」とのことだ。1000 ミリシーベルトという高い被ばく量を許容することが作業員の健康を軽視することにつながることは言うまでもない。多重下請けによる雇用のために作業員の健康管理が疎かになっているのではないかと懸念されてきたが、被ばく限度を引き上げることは作業員の健康への配慮を高めるどころか、引き下げることにつながりかねない。

1.3　被災者の意識と抵抗の動き

1.3.1　福島県避難者意向調査

まず、『福島県避難者意向調査　調査結果（概要版）』（2015 年 4 月）[15]を参照しよう。福島県避難者支援課は 2015 年 2 月 2 日から 15 日にかけて、福島県からの避難者 59,746 世帯に郵送によるアンケートを行い、18,767 世帯から回答を得た（33.6%）。避難指示区域からの避難者、73.0%、避難指示区域外からの避難者、26.9%、県内への避難者、68.1%、県外への避難者、31.8%である。

この調査ではやむをえざる家族別居が広がっていることが歴然としている。「世帯全体が避難している」は避難指示区域からの避難世帯では、93.4%であるのに対して、避難指示区域外からでは、61.8%となっている。また、震災当時に同居していた家族が複数個所に住んでいる世帯は全体で 48.7%となっている。

---

13 作業員の被ばく状況とそれをめぐる問題については、前掲『原発ゼロ社会への道』2-6-2「福島第一原発での被ばく労働の実態」（pp.95-96）およびそのアップデート版（2015 年 3 月）である *The state of affairs and ongoing challenges of the Fukushima nuclear disaster: a civil society response toward recovery*, 2-6-2 Radiation-exposed labour at Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant（pp.95-97）を参照。

14 共同通信 2015 年 4 月 18 日。「東電福島第一原発作業員の長期健康管理等に関する検討会 報告書」（2015 年 5 月 1 日）www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11303000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu-Roudoueiseika/0000084402.pdf

15 福島県ウェブサイト www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16055b/hinansha-ikouchousa.html

現在の住居に対する要望（複数回答）は、「応急仮設住宅の入居期間の延長」が 48.7%、「住み替えの柔軟な対応」が 14.0%である。また、「応急仮設住宅の入居期間の延長」を選んだ理由(複数回答）は、「避難指示が出されているため」55.8%、「放射線の影響が不安であるため」49.2%、「自宅を再建できないため」42.1%、「生活資金に不安があるため」40.0%となっている。「被災当時と同じ市町村に戻る条件（複数回答）」は、「地域の除染が終了する」が前年度から 20.5%増加の 47.8%で最も高く、次いで「放射線の影響や不安が少なくなる」45.2%となっている。

この調査結果を見ると、住民は帰還の可能性がある地域の放射線の健康影響に大きな不安をもっていることが分かる。これは避難先に定住したいという人が福島県内の避難世帯で 16.5%、福島県外の避難世帯で 24.2%ということからも分かる。なお、後者の場合、「現時点では決まっていない」が 31.6%である。このような住民意識であるにもかかわらず、避難世帯への支援を縮小し、帰還を促しそれを復興と見なす政策が急がれているが、それはまったく理にかなっていない。「人間の復興」に反する政策というべきだ[16]。

1.3.2　被災地域の子どもをもつ親の懸念

より詳しく見て行きたい。宇都宮大学の清水奈名子氏が 2013 年 8 月から 10 月にかけて、栃木県北地域（那須塩原市、那須町）の幼稚園と保育所計 38 園に通園する児童の保護者を対象に実施したアンケート「震災後の栃木県北地域における乳幼児予後者アンケート調査」の結果が 2014 年に公表された[17]。2,202 世帯から回答があり、回収率は 68% だった。「外部被ばくが子どもの健康に及ぼす影響について、現在不安を感じていますか」という問いに対して、「大いに不安である」31.9%、「やや不安である」51.7%、「あまり不安ではない」13.2%、「ほとんど不安ではない」3.1%、「内部被ばくが子どもの健康に及ぼす影響について、現在不安を感じていますか」という問いに対して、「大いに不安である」36.9%、「やや不安である」48.4%、「あまり不安ではない」11.2%、「ほとんど不安ではない」3.3% という回答だった[18]。

また、今後必要な支援や放射線への対策についての選択式・複数回答での問いに対しては、①通園圏や遊び場の屋外の除染の実施と継続、②農作物や食品の安全管理や情報提供、③自宅周辺や自宅内の除染の実施と継続、④健康診断・健康相談の 4 つが 1,000 世帯を超える世帯から回答されている。前述（1.1.3）の「子ども・被災者支援法」の主旨に従えば、こうした施策は進められて当然であるが、それが十分になされていないために住民が苦しんでいることがうかがえる。

16「帰還政策」がはらむ深刻な問題については、当事者の住民はすでに早くから懸念の声をあげているが、その意思を汲み上げることに失敗してきた。前掲『原発ゼロ社会への道』1-5-3「住民の意見が反映されない「早期帰還」促進政策」（pp.61-64）を参照。

17 清水奈名子 2014「原発事故子ども・被災者支援法の課題――被災者の健康を享受する権利の保障をめぐって」『社会福祉研究』119: pp.10-18

18 調査は清水奈名子氏と匂坂宏枝氏によるもので、アンケートの概要については、以下を参照。
http://cmps.utsunomiya-u.ac.jp/fsp/proj4.html

1.3.3　避難した住民の困難の継続

現行の施策や対応は、上記の栃木県北地域のアンケート調査に見られるような住民の意識からはなはだしく隔たったものである。しかし、行政機関や専門家が「不安をなくす」ための施策を強引に進めているため、住民、とりわけ子どもをもつ親が、思ったことを口に出すことができない状態が広がっている。５歳と０歳の２児の母である 33 歳の福島市の女性は 2013 年の 11 月、こう述べている。「義理の父母は今年 65。放射能に関しては私だけが心配していて、夫と意見が食い違い、言い負かされて泣いたりする。夫なりの持論もあり、色々調べては科学的なことを言ってくる。義理の姉が食品の放射能測定所を始め、それはすごく助かった。彼女が家族に話してくれる。自分が話しても信用されないし、何か言われても反論できない」[19]。

放射線の高い地域から遠い他県へ避難した避難者も困難な生活を続けている。新潟県に避難している被災者に対するアンケート調査を見よう。（高橋若菜「福島県外における原発避難者の実情と受入れ自治体による支援」）沖縄県や岡山県を対象としては、関東圏からの避難者が数倍多いという報告[20]もあるが、この調査では福島県からの避難者が大多数である。2013 年の 1,604 世帯（内、福島県が 1,588 世帯）、2014 年の 1,353 世帯（内、福島県が 1,324 世帯）から回収された回答によると、「福島へ戻りたい」と回答した人がそれぞれ 40.5%（2013 年）、35%（2014 年）である。その人たちに「どのような状況になれば避難元県に戻りたいと考えるか」と尋ねると、その内、それぞれ 76%（2013 年）、67%（2014 年）が「放射線量、除染の状況」の改善を条件としている。他方、このまま新潟県に定住すると答えた人が 22.1%（2013 年）、24.0%（2014 年）である。そして、未定との答えが 35.2%（2013 年）、39.0%（2014 年）である。経済的な困難や家族別居の困難があることはもちろんだが、加えて放射線の健康影響への懸念、そして将来の生活が見えない宙吊り状態の困難が続いていることが分かる。

1.3.4　被災地住民への支援の不足

福島県に居住している住民もさまざまな困難に悩みつつ生活しているが、政府や自治体の支援は弱体である。子どもをもつ親にとって辛いのは、子どもが屋外でのびのびと遊ぶことに懸念をもってしまうということだ。こうした親子にとっては、保養プログラムが助けになっている。これは民間のさまざまな団体が自発的に行っているものが大多数だ。神戸大学の鈴木一正氏によると、「2013 年度全体では、全国 43 都道府県で 260 団体が 410 個の保養プログラムを実施したことを確認できた」という[21]。

だが、費用面で実施が困難になる傾向があるという。「募金や助成金が減少し財政的に厳しい団体が多いという現状がある。また、保養は１回行えば終わりという性質でなく、継続して行っていく必要がある。しかしながら、保養プログラムの参加者からは、経済的に厳しいため継続して保

---

19 平井有太（編）2015『福島　未来を切り拓く』SEEDS 出版、p.135

20 高橋征仁『原発事故をめぐる母親たちのリスク意識と行動』山口大学人文学社会学コース、2015 年 3 月（報告冊子）

21 鈴木一正 2015「福島原発事故による放射能からの保養プログラム――2013 年度の実施状況」『市民研通信』174 号（2015 年 1 月）：p.4

養プログラムに参加できないという意見が寄せられている（中島、2013）。福島原発事故による放射能の影響がない地域で過ごすのは当たり前の権利であり、国や東京電力は適切な費用負担をすべきである」（p.9）。

国や東京電力が当然行うべき被災地域住民の支援を行っていないために、子どもの健康と福祉に、またそれを懸念する親の気持ちに多大なしわ寄せが及ぼされている。鈴木の論文は、次のように締めくくられている。「避難区域外も含めた放射能で汚染された地域から「避難・移住する権利」、「居住し続ける権利」、「避難後に帰還する権利」のいずれの権利も認められ尊重されなければならないことを本稿でも繰り返して述べる。その上で、「居住」や「帰還」を選択した人たちが、定期的に公費で保養を行えるようにすべきである。なお、仮に保養が充実したとしても、「避難・移住する権利」を疎かにしてはならない」（p.9）。

リスクコミュニケーションという名の下に、放射線に対して「必要以上に」懸念をもたないように教えるための集いや人員には多額を投資する政府だが、保養プログラムのように住民の健康に役立つ明瞭な支援に対してはほとんど資源を投じていない[22]。

1.3.5　中通り住民の意識と被災者軽視の施策

成元哲（ソン ウォンチョル）氏（中京大）ら「福島子ども健康プロジェクト」では、福島県中通り地域で 2008 年に生まれた子供 6,191 人の母親を対象に質問票を配り、2013 年は 2,628 通、14 年は 1,604 通、15 年は 3 月 4 日時点で 1,184 通の回答を得た[23]。それによると、健康影響や子育てへの不安、経済的な負担への不満については、低下はしているものの 15 年でも 5 割を超えた。強制避難者との補償の不公平感については 3 回とも 7 割超で、高いまま推移している。東京電力、福島県、地元市町村の事故対応への評価は「評価しない」と「あまり評価しない」を合わせると、3 回の調査とも国と東京電力は約 8 割、県と地元市町村は約 6 割に達していた。できるなら避難したいと答えた人は、2013 年 45.7%、14 年 31.8%、15 年 24.6%となっている。4 年も経って、約 25%の母親ができるなら避難したいと考えている現状は深刻と言わなくてはならない。

こうした現状の背後には、政府の施策は被災者自身の意向を一貫して聞こうとせず、その意思をないがしろにしているという事実がある。前出（1.1.3）の「子ども・被災者支援法」第 5 条 3 には、「政府は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、その内容に東京電力原子力事故の影響を受けた地域の住民、当該地域から避難している者等の意見を反映させるために必要な措置を講ず

---

22 行政の施策としては、文科省野外活動・交流事業として「ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業」に 2014 年 3 億 6 千万円の予算がつき、民間による保養活動にも活用されたことは注目される。しかし、国や県は、低線量被ばくを避け、心身ともに回復するという「保養」の必要性を認めておらず、同事業の目的はあくまで「自然体験・交流」である。また、申請・適用に制限が科されていることなどの課題もある。ウクライナやベラルーシ等において、国家事業として、汚染地域の子どもたちを対象に、年に 3 週間もの保養プログラムが実施され、効果を挙げてきた経験に学ぶべきであろう。前掲『原発ゼロ社会への道』1-4-1（3）「子どもの保養」（pp.49-50）も参照。

23『毎日新聞』福島版、2015 年 5 月 19 日。2014 年までの調査結果の詳しい記述と分析は、成元哲（編著）・牛島佳代・松谷満・阪口祐介 2015『終わらない被災の時間――原発事故が福島県中通りの親子に与える影響（ストレス）』石風社。

るものとする」とある。しかし、実際には被災住民の意見を聞き、それを汲み上げて対策を立てていくことはほとんど行われていない。被災者軽視の政治手法により、政府に近い人びとの考え方に基づく強引な「切り捨て」「押しつけ」政策が進められている。

1.3.6　被災者の抵抗の動き

こうした困難を踏まえ、被災者が抵抗の姿勢を鮮明に示す傾向も強まっている。南相馬市の特定避難勧奨地点が解除されたのを受けて、住民は 2015 年 4 月 17 日、「南相馬の地点解除訴訟(20ミリ基準撤回訴訟)」を東京地裁に提起した。国の指定解除は違法だとして、解除取り消しと慰謝料を求めるもので、年間 20 ミリシーベルトという国が定めた避難基準が果たして妥当なのか、その正当性を問う初の訴訟となる。これは、南相馬市原町区片倉、馬場、押釜、高倉、大谷、大原、橲原、上栃窪の8つの行政区の住民 132 世帯の 534 人が原告である。原告の声を独立系メディア OurPlanet-TV は次のように伝えている。

> 「菅野秀一さんは「国は去年 12 月 28 日に解除との通告があった。しかし解除になっても、現実的に、若い人たちはひとりも帰っていない。解除前と一緒です。」と、現在も8割の世帯が自宅に戻っていない状況を説明。指定解除は事実上、「帰還の強要」につながっているとの考えを示した。その上で、「農地の除染、屋敷林の除染は終わっておらず、どこの敷地にもホットスポット的に 20 ミリを超えるところはいくらでもある。こうした場所の再除染、追加除染をしっかりやった後、国が示している年間1ミリで解除すべき。」と年間 20 ミリシーベルトを基準にした解除を批判した。／さらに菅原さんは「今回の解除について、私たちは、時期尚早と何度も言ってきたが、私たちの話は一切聞いてもらえません。政府の一方的な考えで解除になった。私たちの国は民主主義であります。住民の声を聞くのが民主主義です。」と政府の姿勢を非難した。」[24]

また、2015 年 5 月 24 日には、福島第一原発事故による損害の賠償や責任の明確化を求めて訴訟などを起こした被災者らの9団体（約 1 万 9 千人）が集まり、初の全国組織「原発事故被害者団体連絡会」（略称：ひだんれん）を発足させた。その設立宣言「手をつなごう！立ち上がろう！」にはこう記されている。「国は、早期の帰還方針を押し付け、まだ放射線量の高い地域に人々を帰しています。「放射能安全キャンペーン」が流布され、不安や苦しさを声に出すことが難しくさせられています。住民の不安を払拭しないままに、避難指示の解除時期だけが先行して決められようとしています。納得のいく賠償はされず、生活再建の見通しもつかず、避難先でひっそりと亡くなっていく人々が大勢います。自主避難者の住宅支援が復興の妨げだといわれ、国と県、市町村による住宅支援の打ち切りの動きが進んでいます。避難者は、さらなる生活の困窮に陥ります。」[25]

そして、次の目標を掲げている。 1）被害者への謝罪、2）被害の完全賠償、暮らしと生業の回復、

---

[24] OurPlanet-TV 2015 年 4 月 22 日「「帰還の強要」撤回を求め提訴～～南相馬特定避難解除」 www.ourplanet-tv.org/?q=node/1908

[25] https://ja-jp.facebook.com/hidanren/posts/803292446418478

3）被害者の詳細な健康診断と医療保障、被ばく低減策の実施、4）事故の責任追及。福島原発災害の被害者の本格的組織化により、今後、政府と被災者・被害者の対立がますます明確になっていくことが予想される。

1.4 放射能汚染廃棄物問題と監視・規制体制の構築

1.4.1 放射性物質汚染対策特措法（2011）と環境基本法の不整合

2005年5月の原子炉等規制法改正によって、放射性物質に関するクリアランス制度が始まった。100Bq/kg以下の低濃度の放射性物質を放射性物質として扱わなくて良いとする制度（いわゆる「すそ切り」）で、核施設などから出てくる廃棄物（とりわけ解体廃棄物）の処分に便宜を払う制度である。

一方、福島原発事故が起きて大量の放射能が放出され、広い範囲で自然環境および住民の生活環境を汚染した。政府は「当面の考え方」などの法律でない通達により場当たり的な対処に追われた。2011年8月に慌ただしく策定された放射性物質汚染対策特措法[26]は、これらの場当たり的対処を法律化したもので、2005年の基準設定時にも緩すぎるとして多くの反対意見があったクリアランスレベルのさらに80倍である8000Bq/kg以下の汚染物質を放射性物質として扱わなくてよいという無茶苦茶なレベル設定を行った。その結果、全国のごみ焼却工場をはじめとする様々な焼却や燃焼を伴う施設で、放射能汚染物質が安易に燃やされてしまっている[27]。このような事態を放置せず、改善することが急務である。

排ガス処理装置として政府が推奨するバグフィルターが設置されていない焼却施設、燃焼施設でも何ら規制されないので、放射性セシウムの微粒子が再び空中に撒き散らされているものと考えられるが、その監視が全く行われていないのが現状である。放射性物質が濃縮している下水道脱水汚泥や焼却灰なども、8000Bq/kg以下ならセメント材料としての利用もできるし、一般廃棄物のための管理型処分場に埋めることもできるために、浸出水から原子炉等規制法に定められた基準（後述）を超える放射能が検出されている（伊勢崎市や草津町など）。福島原発事故による広域汚染の結果、放射能排出源は、ごみ焼却場や最終処分場に限らず、放射能汚染した樹木、農業資材などが持ち込まれる可能性のあるバイオマス発電施設、各種ボイラー、パルプ工場、下水処理場、浄水場、エコセメント工場、各種資源循環施設、家庭用薪ストーブなど多岐にわたる。

8000Bq/kgを超える廃棄物は「指定廃棄物」として国が費用を負担して減容焼却と焼却灰の最終処分を行うとして、栃木県、宮城県、群馬県、茨城県、千葉県で最終処分場候補地を設置することを決めた。これに対して、すでに候補地に選定された栃木県塩谷町や宮城県加美町ではいち早く町長が処分場拒否を表明し、町をあげての反対運動が始まっている。これらの勢いに押されるように、国は「指定廃棄物最終処分場」を「長期管理施設」などと姑息な名称変更を行ったり、茨城県では1県1か所という当初の方針を撤回して地域分散方式を認めたり、場当たり的な

26「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日法律第110号）

27 焼却による放射性物質の大気放出に加え、焼却灰に放射性物質がかなり高く濃縮する場合も多く、その処理が深刻な問題となりつつある。

対応に終始している。住民や自治体に正確で詳細な情報を事前に提供し、十分時間をかけた話し合いによって合意を探るという基本的な姿勢が欠けている。

塩谷町からは、指定廃棄物を福島第一原発周辺の土地で集中保管することが提案されている。同時にまた、自然環境に恵まれた塩谷町の土地を被災者の移住先や定期的保養先として提供するというビジョンも住民からの声としてあがっている[28]。ただちに意見が集約できるような簡単な問題ではないが、福島県内の除染廃棄物の中間貯蔵／最終処分の問題ともあわせた包括的なビジョンが求められており、住民主体の意見交換と討議をベースに解決の道を探るほかは無い。政府が情報公開せずに一方的に決定して「住民に理解を求める」（押しつける）という現在の方式は、事態を悪化させるばかりである。

減容のための焼却炉の排ガス処理装置として設置されるバグフィルターの性能をめぐっては、多くの疑問が出されているが、その指摘に的確に答えられる実証実験は行われていない。しかし、福島県では仮設炉 16 基で焼却が実施され[29]、また 10 基が建設中・計画中である[30]。

8000Bq/kg から 10 万 Bq/kg までの廃棄物は、管理型処分場（産廃処分場の一類型）に埋めても良いとされ、10 万 Bq/kg を超える廃棄物でもコンクリートと混合（希釈）して、10 万 Bq/kg を下回れば管理型処分場に埋めても良いとしている。しかし、従来の管理型処分場の浸出水処理装置では放射性セシウムが全く除去できないことは多くの施設で実証済みである。

放射能汚染物質取扱いの原則は、集中管理であり、拡散しないことである。しかし現状は明らかにこの原則に反し、全国各地に放射能が撒き散らされ大気や水を汚染している状態と言わざるをえない。まず喫緊の措置として、福島原発事故前のクリアランス基準である 100Bq/kg を超える汚染物については減容焼却を中止し、あらためて放射能の排出基準を設定しなおす必要がある（後述 1.4.2）。また焼却施設の立地基準についても再検討しなくてはならない。

放射性物質汚染対策特措法が環境基本法の下位法として制定されていないため、罰則や操業停止命令のような強い行政権限をともなわないことも問題である。この点では、原子炉等規制法も同様で、罰則がない。改めて環境基本法の下位法として強い規制力を有する放射性物質汚染防止法を制定（特措法は廃止）し、環境省が所管する他の有害物質と同様に放射能を監視・規制していくべきである。

---

28 原子力市民委員会主催の塩谷町での意見交換会 2014 年 12 月 12 日、ほか。

29 稼働した仮設炉 16 基のうち、福島市の1基と相馬市の3基は稼働終了。2015 年 6 月 2 日現在、残り 12 基（鮫川村、飯舘村小宮、伊達市、国見町、郡山市、川内村五牧沢、広野町、葛尾村、南相馬市、富岡町2基、浪江町）が稼働中。放射能ゴミ焼却を考えるふくしま連絡会（http://gomif.blog.fc2.com）および環境省「放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト」福島県における取組み（http://shiteihaiki.env.go.jp/initiatives_fukushima）を参照。

30 建設中4（飯舘村蕨平に2基+資材化施設1基、南相馬市に1基）、計画中6（双葉町、大熊町、楢葉町、二本松市、川内村／田村市、川俣町）。前註の情報源を参照。

1.4.2　放射能の環境基準および排出基準を設定しなおす

従来、日本の全ての環境法規は汚染物質としての監視・規制対象から放射能を除外してきたが、福島原発事故後の対応において放射能汚染が環境省管轄となり、環境基本法をはじめ、大気汚染防止法、水質汚濁防止法などが改正されて、放射能の除外規定が外された[31]。しかし、他の汚染物質、とりわけ健康を損なう有害物質であれば必ず定められている環境基準や排出基準が設定されていない。唯一、従来からある原子炉等規制法が定める核施設周辺監視区域外（空）気中濃度限度（例えば、Cs-137 が 30Bq/m3）、水中濃度限度（例えば、Cs-137 が 90Bq/L）が排出基準に相当する。先に述べた廃棄物焼却工場の煙突から出る排ガスや廃棄物最終処分場の排水に適用される基準も、今のところこれしかない。まさに、日本中のごみ焼却施設や埋め立て施設が核施設と同じ基準でしか監視・規制されないという異常な事態となっている。さらに、有害汚染物質の監視と規制は法令受託事務を受けた都道府県や政令指定都市が行ってきたが、放射能は受託事務とせずに国が直接に行うとしているので[32]、このままでは、全国に分布する多種多様な放射能排出源にとても対応できないことは明らかである。このような状況は早急に改善されなくてはならない。

人工放射性物質は人の健康および自然生態系の健全性を損なう有害物質であり、環境基本法および一連の下位法で規制される汚染物質と同様の厳しい環境基準と排出基準が設定されるべきである。また、全ての排出源に対して厳格な監視と規制がなされるべきである。同時に、希釈排出を防ぐために総量規制も実施する必要がある。環境基準・排出基準の設定にあたっては、有害化学物質の場合と同様、十分な（通例は２桁ないし３桁の）安全余裕を含めるべきである。現行の 8000Bq/kg にはそうした安全余裕が欠けている[33]。

このような観点から、環境基本法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法に加えて、まだ放射能除外規定が外されていない土壌汚染防止法および廃棄物処理法にも厳しい基準を設定する必要があり[34]、同時に PRTR 法（環境汚染物質排出移動登録法）の対象物質としなければならない。放射性物質の監視と規制を、他の有害物質と同様に都道府県および政令指定都市の受託事務とすべきかどうかは十分な検討を要するが、いずれにせよ監視規制体制をきめ細かく構築していく必要がある。

---

31 環境基本法改正は、2012 年 6 月。原子力規制員会設置法の附則で、環境基本法第 13 条規定「放射性物質による環境汚染の防止に係る措置を適用除外する旨の規定」が削除された（環境省 2012 年 11 月 30 日、中央環境審議会意見具申「環境基本法の改正を踏まえた放射性物質の適用除外規定に係る環境法令の整備について」www.env.go.jp/press/16030.html 参照）。

32 大気汚染防止法（2013 年 4 月改正）第 22 条、第 24 条、および水質汚染防止法（2013 年 4 月改正）第 15 条、第 17 条。環境省「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案新旧対照表」（www.env.go.jp/press/files/jp/21998.pdf）参照。

33 放射性物質以外の毒物や有害化学物質について、閾値のある場合は安全係数（閾値の 10 分の1程度）、閾値のない場合は不確実係数（ケースバイケースで 100 分の1から最大 1000 分の1程度）を考慮して基準値が定められる。現在の日本政府の施策では、放射性物質についてまったく不確実係数を設定せずに基準値を定めてしまっている。

34 廃棄物処理法および土壌汚染防止法で、適用除外が行われていない理由については、前々註の環境省文書（中央環境審議会への意見具申、2012 年 11 月 30 日）の2（2）を参照。

1.5　福島第一原発事故現場の後始末作業

1.5.1　汚染水対策の不透明感

汚染水の度重なる漏出、漁業者の不信、場当たり的な設備計画の繰り返しは、この現場の作業形態の典型をなしている。以下に、汚染水対策に係る主たる経緯を拾ってみる。

- ▶ 2013 年 8 月 20 日、地上タンクから約 300 t の汚染水が漏えいした（流出放射能は 24 兆 Bq）と東京電力が発表した。国際原子力事象評価尺度のレベル3に相当。
- ▶ 同 9 月 7 日、オリンピック招致演説で、安倍首相が「（汚染水の）状況はコントロールされている」と述べた。
- ▶ 同 9 月から 10 月にかけて、汚染水タンクの操作に作業ミスが頻発[35]。
- ▶ 2014 年 2 月 20 日、地上タンクからの新たな汚染水約 100 t の漏洩が判明した。
- ▶ 同 3 月 25 日、県漁連が地下水バイパス容認を決定。国と東京電力に風評被策など５項目の要望書を提出。
- ▶ 同 5 月 21 日、地下水バイパスの海洋放出を開始[36]。
- ▶ 同 11 月 24 日、ボルト締めタンクに代わる汚染水タンクとして、溶接タンクの出荷が開始された[37]。
- ▶ 2015 年 1 月 23 日、ALPS による汚染水処理が 3 月末完了予定から 5 月にずれ込むと東京電力が発表。
- ▶ 同 2 月 25 日、港湾外の海上へ汚染水が流出していたことを公表しなかったとして批判が高まり、サブドレンで組み上げた汚染水を処理して海上放出する計画が棚上げになった[38]。
- ▶ 同 4 月 30 日、海側の凍土壁の試験凍結を開始。全体の見通しは不明。

ここに見えるのは、汚染水の漏洩、地元の漁業者の不信と困惑、設備の場当たり的な施策と試行錯誤である。凍土壁を中心とする地下水からの隔離の見通しも定かではない。汚染水タンクの本来的なあり方としては、トリチウム水の減衰を待ってから処理するために、100 年余りの寿命を持つ大型タンクを建設すべきだと考える（最初から計画すればコスト的にも時間的にも小規模タンクを多数並べることよりも有利）[39]。しかし、現在の政府・東京電力の計画を見ると、当座をしのいだ後に、希釈して放出することだけを計画していると推測される。

---

35 筒井哲郎 2014「被ばく現場の労働疎外」『世界』臨時増刊号「イチエフ・クライシス」2014 年 1 月、ｐ.69
36『日本経済新聞』2014 年 5 月 21 日、ほか
37『電気新聞』2014 年 11 月 27 日
38『朝日新聞』2015 年 2 月 26 日
39 前掲『原発ゼロ社会への道』2-4-2（p.92）

1.5.2　被ばく作業現場の実情と労働災害

1.2 でもあらましふれたが、現場労働者数は、協力会社が 2012 年および 13 年には約 3000 人であったが、2014 年には 6000 人に倍増した。他方、東電社員は 1000 人で変わっていない。増えた理由は、現場の除染が進んで来て、汚染水対策の作業（汚染水タンク増設、ALPS を含む汚染水処理設備の増設、凍土壁工事、除染作業、作業員詰所の増設など）が進められる環境になったからだという。しかし、依然として被ばく環境は厳しく、放射線防護の服装は肉体的負担が大きい。そのために、1 日の実働時間を 2 〜 3 時間としている労働者が多いようである[40]。

また、2014 年 3 月から 2015 年 1 月にかけて、労働災害が多発し、死亡事故 2 件、重傷事故 6 件（7 名）が発生した。東京電力が発表した労働者向けのアンケートによると、28.3%が偽装請負契約で働いているという[41]。そして、毎月 700 人前後が退域している。これらの事実は、多重下請けのもと、短期雇用で働いている労働者が多いということを示している。つまり、窮屈な服装で、チーム・ビルディングもままならない環境の中で、作業員間のコミュニケーションが円滑でないことが労働災害多発の要因になっているのではないだろうか。

1.5.3　「廃炉ロードマップ」の本音と選択肢

政府・東京電力が策定した「廃炉ロードマップ」（2013 年 6 月 27 日決定）は、30 〜 40 年のうちに事故サイトを更地にすることを目標として作られている。しかし他方で、至る所に「判断ポイント」を設けていて、試行錯誤しながら検討し変更していくという伏線を張っている。そして、決定から 2 年後の現実は、それぞれの項目で遅れが目立っている。また、最近、東京電力の責任者が、技術開発をしながら進めなければならないデブリの取り出しなどには、期限を明示した工程が立てられないことを吐露している[42]。政府・東京電力は、近いうちに「廃炉ロードマップ」の改訂版を発表すると言っている。もともと、事故を起こさずに廃炉処分する工程でも 25 年程度の期間が設定されていた。したがって、核燃料が溶融して格納容器底部に散乱して、強い放射線が作業環境に放出されている事故炉の処理が 100 年を超える期間を要しても不思議ではない[43]。

そして、計画の後半の大きな問題である高線量核廃棄物の処理方法については、今後長期間にわたる検討と研究開発を行う旨「廃炉ロードマップ」に織り込んでいる。

問題は、この事故サイトの後始末のために、原子力損害賠償・廃炉等支援機構を通じて多額の国費が投じられていることである。しかし、その投入された費用の実態も今後全工程を全うするために要する費用の見通しも国民の前に開示されていない。「ロードマップ」は正解が一つではなく、何に重点を置くかによって多数の選択肢がある。現状は早期の終了を目指しているようであるが、放射能汚染物質放出を最小にしつつ、被ばく労働の低減および総費用の節約を最優先とする選択

---

40 2015 年 5 月 9 日、被ばく労働を考えるネットワーク講演会（東京）、ほか。

41「福島第一原子力発電所の労働環境に係わるアンケート結果（第 5 回）と今後の改善の方向性について」東京電力、2014 年 11 月。「偽装請負」とは、作業指示を行う会社と賃金支払いを行う会社が一致していない状況をいう。www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/roadmap/images/d141127_09-j.pdf

42『週刊朝日』2015 年 5 月 22 日号、「『廃炉』無残な現実」

43 小野善康 2013『エネルギー転換の経済効果』岩波ブックレット、ｐ.36

肢が望ましい[44]。どのような方針を選び、被ばく労働と予算をどうするかについて幅広い国民的議論がなされなければならない。

1.5.4　マネジメント体制の強化

現在の現場作業に係る業務契約は、東京電力から業種別に 20 数社に分割発注されている。そのことはたとえば、タンクの階段取り付け作業中に別の会社の作業部品が当たって重傷を負ったという、典型的な上下作業事故の発生と無縁ではないであろう。その種の安全管理においても、業務の統合的な計画においても、一つのエリアはひとつの元請け会社に発注して、単一責任を課すことが現場工事の常識である。

プラントを運転する側の発注者（福島第一の場合は東京電力）が、少数の元請会社（東芝や日立）にマネジメント責任を含めて発注するという契約形態は、発注者が業務の達成度を監査する立場に徹するという意味で、業務の組み立てを計画的にし、品質管理を厳格に行うという効果がある。分散発注して発注者側が自分の手で全体のマネジメントを行う場合は、あたかも自分の手で日曜大工を行うように、基本設計の立案、予算の作成、実施結果の検証、完成記録といった客観的な品質管理が行われにくくなる。とりわけ、現在の事故現場は試行錯誤が多くて基本設計が立てにくく、しかも現場作業員数が多数に上ることから、ますますそのけじめを厳格にする必要がある。われわれは先に「福島第一処理公社」の設立を提唱した[45]。事柄が困難であるからこそ、強いマネジメント組織を構築することが求められる。

1.5.5　緊急作業時の被ばく限度

原子力規制委員会は、去る 5 月 20 日に、緊急作業に係る被ばく線量限度を従来の 100mSv から 250mSv に引き上げる改定案を策定し、翌日からのパブリック・コメントに付した。この規則改定は、再稼働に向けた過酷事故対策の労働者確保と、福島事故後始末作業のデブリ取り出しに関連した高線量被ばく労働に備えたものと推測される。

---

44 前掲『原発ゼロ社会への道』p.99 参照
45 前掲『原発ゼロ社会への道』2-3-3（p.90）

1.6 まとめ

本章冒頭（1.0）で紹介した南相馬在住の詩人、若松丈太郎氏が「なかったことにできるのか」という詩作品を通して言いたかったことは、言うまでもなく、被災者の苦難をほうっておくべきではない、見捨ててはならない、ということだ。しかし、政府や東京電力などは、被害を過小評価し、一人ひとりの被災者の「人間の復興」を目指すのではなく、一日も早く復旧・復興を形にすることに懸命である。そのため、多くの被害者が見捨てられることになる。

その上、新たな被害を引き起こしかねない措置もとられている。指定廃棄物の最終処分場の選定や作業員の被ばく線量限度の引き上げはそのよい例である。これは新たな形での「押しつけ」である。東電福島原発事故後に始まった「見捨て」と「押しつけ」が、さらに増幅され、あるいは形を変えて継続されている[46]。しかも、こうした施策はすべて、意思決定プロセスへの被災当事者の参加という手順を省いている。

事故後、4年以上を経てさらに深まる被害者の抑圧は、事故の翌年に全会一致で可決された「子ども・被災者支援法」（1.1.3）の主旨とも、国連人権理事会特別報告者アナンド・グローバー氏による 2013 年 5 月の「勧告」（ヒューマンライツ・ナウ編『国連グローバー勧告』）の内容ともまったく反するものである。被災者対策の早急な全面的改善が行われなくてはならない。

---

46 このような過小評価と切り捨てにもとづく施策のあり方を、私たちは前掲『原発ゼロ社会への道』1-1-11（pp.34-35）において「調べない、知らせない、助けない」と評して批判したが、そうした政府の姿勢は、部分的な改善はあるとしても、根本的には改まっていない。本来あるべき復興のあり方については、同書 1-2「「人間の復興」にむけた諸原則」（pp.38-43）を参照されたい。

② 再稼働政策への評価

2.1 再稼働にむけての動き

2.1.1 規制審査の現状

2015 年 5 月現在、原子炉再稼働の許可を得るための新規制基準適合性審査の申請がなされた原発は表 2-1 の通りである。

表2-1　再稼働申請した原発一覧

電力会社	対象発電炉	申請日	進行状況
北海道電力	泊 1・2 号／3 号	2013 年 7 月 8 日	
関西電力	大飯 3・4 号	同上	2014 年 5 月 21 日 運転差止判決
同上	高浜 3・4 号	同上	2015 年 2 月 12 日 設置変更許可
			2015 年 4 月 14 日 運転差止仮処分決定
四国電力	伊方 3 号	同上	
九州電力	川内 1・2 号	同上	2014 年 9 月 10 日 設置変更許可
			2015 年 4 月 22 日 運転差止仮処分却下
同上	玄海 3・4 号	2013 年 7 月 12 日	
東京電力	柏崎刈羽 6・7 号	2013 年 9 月 27 日	
中国電力	島根 2 号	2013 年 12 月 25 日	
東北電力	女川 2 号	2013 年 12 月 27 日	
中部電力	浜岡 4 号	2014 年 2 月 14 日	
日本原電	東海第二	2014 年 5 月 20 日	
東北電力	東通 1 号	2014 年 6 月 10 日	
北陸電力	志賀 2 号	2014 年 8 月 12 日	
電源開発	大間	2014 年 12 月 16 日	
関西電力	高浜 1・2 号	2015 年 3 月 17 日（40 年超の寿命延長問題あり）	
同上	美浜 3 号	2015 年 3 月 17 日（同上）	

※第 3 章の表 3-1 も参照

以上 24 基が申請され、うち高浜と川内の 4 基について設置変更許可がなされた。これに対して住民が運転差止仮処分を申し立て、高浜原発には運転差し止め決定、川内原発には運転差し止め却下の決定がそれぞれ下された。いずれも異議審などで係争中である。また大飯原発については運転差し止め判決が下され、控訴審で係争中である。5 月下旬の予想では、川内原発 1 号機の

再稼働が８月下旬、２号機は９月下旬とされている。また、高浜原発の年内再稼働は無理と見られている[1]。この２箇所に続いて、伊方原発、玄海原発の審査合格が出される見込みである。

一方、全国の市民運動団体は、それぞれに運転差止仮処分の訴訟等を検討中である。

2.1.2　規制基準の綻びと分かれた司法判断

新規制基準の問題点は、2015 年 4 月 14 日に福井地裁で下された高浜原発 3・4 号機運転差止仮処分決定においてもっとも顕著に示された。その差止理由の第一に挙げられたのは基準地震動の余裕のなさである。全国 20 か所足らずの原発のうち４つの原発に、基準を超える地震動が 10 年足らずのうちに5回も到来した事実が、基準地震動策定の信頼性を失わせている。

他方、福井地裁決定の翌週、4 月 22 日に鹿児島地裁で下された川内原発運転差止仮処分却下は、行政手続きの追認に終始し、原子力規制委員会と有識者会議が現状の科学的知見を集めた基準でよしと判示した。そして、新知見が得られればその時点で基準を改定していけばよい、という考え方に立っている。ここには、規制が含むべき予防原則や現状の科学的知見の限界を超えた結果責任を負担しなければならないという観念が欠落している[2]。

2.2　原子力規制委員会への評価

2012 年 9 月 19 日に原子力規制委員会が発足した。同委員会がはじめに行った業務は、新規制基準を策定することであり、それは 2013 年 7 月 8 日施行された[3]。以来、既設原発の新規制基準適合性審査が行われている。発足以来の同委員会の活動について以下に記す。

2.2.1　原子力規制委員の構成および原子力規制庁の組織

設立時の委員の構成が、従来の原発推進組織の出身者に偏っていて、広く公正な立場の人選になっていないことは、すでに「脱原子力政策大綱」で指摘した[4]。2014 年 9 月には島崎邦彦委員と大島賢三委員が退任し、田中知委員と石渡明委員が新任されたが、田中知委員は原子力推進に深く関与した経歴の持ち主であり、研究費受領の経緯からしても不適任である。

原子力規制庁の上級職員には旧原子力安全・保安院から横滑りしてきた者が多く、またその職員たちは、その後の配置転換により経済産業省、文部科学省等出身官庁への復帰が行われている。

1　九州電力の発表（2015 年 6 月 1 日）によると、川内1号機の原子炉起動の見込み時期が見直され、それまでの「7 月下旬」から「8 月中旬以降」の見込みとなった。営業運転の開始時期はさらに遅れる。川内1号機は、5 月 27 日に「保安規定」が認可され、6 月 8 日現在、使用前検査がおこなわれているが、準備不足による検査工程の見直しが繰り返され、進行が遅れている。

2　原発規制庁審議ウォッチ・グループ、2015「川内原発運転差止仮処分却下に見る『結果責任』観念の欠落」『科学』85 (6) :pp.581-583; 原子力市民委員会声明「行政追従の川内原発運転差し止め却下」（2015 年 4 月 28 日）www.ccnejapan.com/?p=5155 も参照のこと。

3　新規制基準策定にあたっての内容面および手続き面での多くの問題については、原子力市民委員会の緊急提言（2013 年 6 月 19 日）www.ccnejapan.com/?p=1107 を参照。

4　原子力市民委員会 2014『原発ゼロ社会への道――市民がつくる脱原子力政策大綱』4-9「原子力規制組織および運営の実態」（p.169）

発足時に定められたノーリターン・ルールが守られていないことは、依然として規制機関に求められる独立性が損なわれていることを示している。

2.2.2　規制委員会発足後の規制の変化

規制委員会発足後の規制のあり方に関して、それ以前と比べて大きく変わった注目点として、

① 規制組織が経産省から切り離されて環境省に入ったことによる原子力利用の推進組織からの独立性の確保
② 設置（変更）許可審査が規制委員会・規制庁のみで行われ、それまで長年にわたり定着していた規制行政庁（原子力安全・保安院）の審査結果を原子力安全委員会が再審査する「ダブルチェック」の廃止
③ 審査の実務は規制庁職員だけで行い、それまでの原子力安全・保安院の顧問会および原子力安全委員会の安全審査部会を通じて受けていた学識経験者によるチェックの廃止
④ 設置（変更）許可審査の会合および事業者の説明資料の公開

が挙げられる。

これらのうち、①については、原子力利用の推進政策の影響を受けることなく、安全確保を第一とするために独立した意思決定ができるように組織改革されたものであるが、先に述べたノーリターン・ルールのなし崩し、また後述（2.3.2）のように新規制基準適合性審査において政府の原子力政策に沿って原発再稼働を可能にする恣意的な意思決定が行われている実態がある。

②と③については、各種パブリックコメント募集において安全確保を厳しく求める観点からの本質的な批判意見は受け入れられたことがなく、規制委員会・規制庁による独断専行的姿勢の弊害が目立ってきている。それを是正する制度がないことが問題として浮かび上がってきている。

④の公開は透明性確保に関する改善点として評価されるが、後述（2.2.4）のように商業機密を理由に公開資料の黒塗り、白抜きが横行している実態は透明性をないがしろにするものである。

2.2.3　パブリックコメントおよび市民との意思疎通

新規制基準の制定過程では規則とその解釈の骨子案と本案および審査ガイド類について、また川内原発および高浜原発の設置変更許可申請書の審査書案などについて、パブリックコメント（意見募集）が行われた。それに対する市民の関心は高く、たとえば、川内原発設置変更許可申請書の審査書案に対しては約 17,000 件余の意見が寄せられた。意見募集の期間は 1 カ月と短く区切られ、かつ「科学的・技術的なご意見」に限定され、意見1件の字数を 2000 字以内とする制約が課された[5]。また、寄せられた主な意見の要約に対して規制委員会の考え方を示したものの、その中身は真摯な回答からはほど遠い一方的なものであり、それに対する異議の受付けや双方向

5　原子力規制委員会「九州電力株式会社川内原子力発電所1号炉及び2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する科学的・技術的意見の募集について」（2014 年 7 月 16 日）
www.nsr.go.jp/procedure/public_comment/bosyu140716.html

の意見交換により議論を深めることを避けている。パブリックコメント期間中に市民への説明会や意見交換会を開くこともなかった。そして、結果としてまとめられた最終案は、字句の訂正など微細な修正にとどまり、市民の意見が本来的な議論の対象として取り上げられることはなかった。

2.2.4 審査の透明性

新規制基準適合性審査用に各事業者が提出した申請書および関連する説明書をインターネット上で公開してはいるが、主要部分について、商業上の秘密を理由にマスキングして黒塗りもしくは白抜きになっている事例が多く、審査の透明性が大きく損なわれている。その理由は納得できるものではなく、規制委員会は事業者の言いなりになっている疑いがある。このようなやり方では、実質的には公開していることにはならない。

また、院内集会など通じて規制庁と対話を求めても、規制庁担当者は応答をはぐらかすことが多く、正常な対話が成立しない。市民をステークホルダー（利害関係者）として尊重し、合意形成を行うという姿勢に欠けている。

2.2.5 福島原発事故の反省

新しい規制を行うためには、福島原発事故の検証と反省が不可欠である。国会事故調および政府事故調がこもごも提言しているように、独立の事故調査専門機関を設立して、事故原因の調査を継続する必要がある[6]。しかしながら、現状はそれが実現していない。そして、規制委員会は、少なくとも規制に必要な検証を行い、反省点を新たな規制に生かしていかなければならない。また、福島事故現場の汚染水流出や放射性物質の放出は未だに解決せず、続いている。この現場には、平常時の原発とは異なる対策が必要であり、規制の態様も異なっている。それらの業務のために人材や資源を割いて、事故原因調査を継続すべきである。

2.2.6 立地評価および防災計画との一貫性

過酷事故発生時に住民のいのちと健康を守る上から、立地審査指針にもとづく立地評価[7]および多重防護における第５層としての防災計画[8]を規制委員会の責任で審査・検証すべきであるが、規制委員会は新規制基準から立地審査指針を外し、防災計画については所管業務の対象外としている。

福島第一原発事故においては、防災に対する指揮管制システムの機能不全があらわになったが、依然として、規制委員会を含めて政府部内での責任体制が明確ではない（2.4 参照）。

---

6 国会事故調報告書 p.22、政府事故調報告書 p.429, 442

7 詳しくは、前掲『原発ゼロ社会への道』4-3「立地審査指針を適用しないという重大な改悪」（pp.143-147）を参照のこと。

8 詳しくは、同上 4-8「原子力施設の安全管理に関する自治体の権限と防災対策の問題点」（pp.164-169）を参照。

2.3 新規制基準と適合性審査への評価

2.3.1 新規制基準の性格

新規制基準は、従来の安全審査指針類が原子力安全委員会の内規であったのに対して、省令として法規体系に位置付けられたことは前進といえる。しかし、その内容において、従来の規制基準では福島事故レベルの重大事故（過酷事故）を想定していなかったが、新規制基準は、重大事故（過酷事故）が起きることを前提にした内容に変わった。これは、技術基準の要件として重大な後退と言わねばならない。

また、「世界最高水準の厳しい基準」と規制委員長が自己評価するのとは裏腹に、その域に達していない点が少なくない[9]。むしろ、本体設備を改造することなく、外付けの設備や手動可搬型の過酷事故対策設備を追加することによって、既設原発をすべて合格させるよう按配された内容になっており、結果として予防原則を旨として安全性を保証するものには程遠い。

新規制基準にみられる特に重要な欠陥を以下に列記する。

2.3.1.1 基本的な指針の見直し

新規制基準規則および審査ガイド類が、既存の原発に可搬型設備を追加すれば合格するような内容になっている。その結果、本体設備そのものの機能強化によってではなく、大なり小なり労働者の応急的な作業によって過酷事故に対処するという対策になっている。これでは、事故時に果たして万全の機能を発揮できるかという点で、信頼性に欠ける。たとえば、欧州加圧型炉（EPR）ではコア・キャッチャーや格納容器の二重化が取り入れられているが、新規制基準にもとづく重大事故対策ではそのレベルの改善は行われていない。

2.3.1.2 自然災害に対する審査ガイド

巨大な地震・津波や火山噴火のような発生頻度が小さくて、いったん遭遇すれば過酷事故に至るような、自然災害の規模と発生時期を的確に把握することは現在の知識水準では困難であることを、地震学および火山学の専門家が表明している。前述（2.1.2）の福井地裁が高浜原発運転差止仮処分で判示したように、信頼できるものとはなっていない。

2.3.1.3 重要度分類指針・共通原因故障など設計の条件

福島第一原発事故の結果、従来の安全機能の重要度分類に関する審査指針をきめ細かに改訂する必要が判明してきた。また、共通原因故障や複数の機器の多重故障を設計条件に取り入れる必要が分かってきた[10]。しかし部分的に多重故障を取り入れただけで、基本的な設計思想の改善は行われていない。

---

9 具体的には、同上 4-7「新規制基準は「世界最高水準」には程遠い」（pp.160-164）を参照。

10 共通原因故障の想定が不可欠であることについては、前掲の原子力市民委員会緊急提言（2013 年 6 月 19 日）www.ccnejapan.com/?p=1107 の第3の5を参照のこと。

2.3.1.4　学協会規格・基準

原発技術を支えるために膨大な学協会規格・基準が作られてきた。その中には安全裕度が不足のものも少なくない。学協会内外からそのことは指摘されているが、未だ作業は進んでいない[11]。

2.3.1.5　フィルタベントなどの施工猶予

重大事故対処設備の内、PWR のフィルタ付きベント設備は 5 年の猶予期間を設けるとしている。これはバックフィットの考え方にも矛盾しており、適切ではない。

2.3.2　適合性審査について

新規制基準にもとづく適合性審査は、必ずしも厳正に行われているとは言えない。以下にその問題点を示す。

2.3.2.1 重大事故シーケンスの人間的要素および労働条件

新規制基準は、過酷事故として想定されうる代表的ないくつかのシナリオについて、その対策の有効性を明示することを要求している。たとえば、格納容器の破損防止に関する「全交流動力電源喪失と同時に大破断 LOCA+ECCS 注入失敗+格納容器スプレイ注入失敗」という重大事故の想定ケースがある。川内原発設置変更許可申請書では、事故発生後 49 分までに移動式大容量発電機を移送設置して常設電動注入ポンプを起動するとしている。けれども、このようなごく短時間で運転員が対応できるとするシナリオは、福島原発事故で示されたように人間の認識能力・意思伝達能力・運動能力を超えたシナリオといわねばならない[12]。一般産業設備、たとえば石油プラントでは、初期消火に失敗した後は放置して燃え尽きるのを待つ。しかし原発の重大事故においては、炉心冷却に失敗した後に大車輪で働いて、冷却を実行し格納容器破壊をまぬがれるというシナリオを描いている。そのような計画には運転許可の根拠とするに足る信頼性はない。

また、高放射線量下で現場作業を行うことを前提としているが、福島原発事故時の作業環境を参照すればこれも現実的ではなく、今後そのような労働契約を結ぶことは、労働安全衛生法第 25 条に反する行為であって、実現不可能である。

2.3.2.2 自然災害

設計基準地震動については、福井地裁の高浜原発運転差止仮処分に関して記載した通りである(2.1.2)。

火山については、川内原発の周辺に5つのカルデラ火山があり、その大規模な火山噴火の影響が大きな問題になっている。規制委員会が 2014 年 8 月 25 日と 9 月 2 日の2回開いた「原子力施設における火山モニタリングに関する会合」で、すべての火山の専門家が、「現在の学問水準において、活動可能性が十分に低いとも言えないし、モニタリングで有効な危険予知ができない」と述

---

11 前掲『原発ゼロ社会への道』4-9-4「学協会や学者たちの責任」(pp.174-175)。
12 井野博満・滝谷紘一 (2014)「不確実さに満ちた過酷事故対策」『科学』84 (3) : p.333

べた。かつ「九州電力のみに責任を負わせる体制は実態に合わない」と述べた。そもそも規制委員会には火山専門家がおらず、にもかかわらず、九州電力の評価を是認して事務的に審査を処理してしまった。

2.3.2.3 故意による航空機衝突や武力攻撃・破壊工作

人為的な攻撃に対しては、大規模の自然災害による重大事故の対処と同じ扱いで、消火活動や格納容器の破損の緩和、放射性物質の放出の低減を行うとしている。けれども、悪意をもって攻撃してくる相手がいるところで、プラントに係る緩和対策や運転停止を有効に行えるとはとうてい考えられない。その意味では、現状では問題提起がなされた段階にとどまっている。

2.3.2.4 格納容器破損時のプルーム対策と汚染水対策

格納容器の破損時に原子炉建屋から流出する放射性物質を大量に含んだプルーム（煙流）に対して放水設備で放射性物質を低減するとか、汚染水流出にはシルトフェンスなどで海洋流出を防止するとかの対策が挙げられているが、実質的効果はほとんど期待できない。再検討が必要である。

2.3.2.5 クロスチェック解析

旧原子力安全・保安院および原子力安全委員会においては、事業者の解析コードとは別の解析コードを使用して抜き取り的に詳細なクロス解析チェックを行って、事業者の評価結果を厳正に検証する審査方法が定着していた。しかしながら、過酷事故の解析評価においては、現象推移はきわめて複雑であり、それをシミュレーションする解析コードと解析条件には大きな不確かさが伴っている[13]。規制委員会になってからは過酷事故に対するクロスチェック解析は行われず、福島原発事故を踏まえた審査になっていない。

2.3.2.6 水素爆発の危険性評価

過酷事故発生時に格納容器内での水素爆発を防止することは格納容器の破損防止の上できわめて重要である。川内原発と高浜原発の審査書では、水素濃度が爆発防止の判断基準（13%）以下であるとする事業者の評価結果を妥当としているが、その解析モデル、解析条件に含まれる不確かさを厳しく考慮すると、判断基準を超えているとする指摘がある[14]。規制委員会には、この問題に関して、電力会社が恣意的に不確かさを過小評価することを許さず、厳正に再審査をすることを求める。

---

[13] クロスチェックをめぐる問題については、原子力市民委員会の声明「原子力規制委員会が審査書を決定しても原発の安全性は保証されない」（2014 年 9 月 30 日）
www.ccnejapan.com/20140930_CCNE_02.pdf の p.4, 5, 8 を参照。

[14] 滝谷紘一（2015）「加圧水型原発の溶融炉心・コンクリート相互作用と水素爆発に対する対策は新規制基準に適合していない」『科学』85（1）:p.94；滝谷紘一（2015）「検証：高浜審査書（案）：水素発生量の評価を川内審査より緩めて爆発防止基準に適合するとする判断は認められない」『科学』85（3）:p.240

2.4 防災計画への評価

2.4.1 総論

国の原子力防災に関する枠組みには、以下のような根本的な欠陥がある。

① 原子力防災のあり方、また原発再稼動との関係について、公論形成の場が不在である。原子力防災計画が住民に押しつけられ、意見をくみ上げる場がない。

② 審査機関が不在であり、住民避難計画を含む原子力防災体制の実効性が担保できていない。原子力規制委員会設置法第3条は「原子力規制委員会は、国民の生命、健康および財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ることを任務とする。」と規定している。法を整備し直して、原子力規制委員会が、防災・避難計画の審査を行う体制にする必要がある[15]。

③ 現在、原子力防災に関して審議する場として設置されている「原子力防災会議」は、内閣総理大臣を議長に閣僚から構成されるものであり、事務局は内閣府が担う。実質的な議論や第三者的な検証を行うような場としては機能していない。

2.4.2 原子力災害対策指針について

原子力規制委員会が策定し、数次にわたって改定した原子力災害対策指針においても、公論形成が行われていない。また、福島第一原発事故の教訓を反映したものとは言えない。全体として、以下のように、避難を最小化し、住民の被ばくを是認する内容である。

① PAZ（5km）、UPZ（30km）の範囲が狭すぎる。福島原発事故時、最初は原発から半径2kmと設定された避難区域がその日の夜に10km、翌日には20kmと拡大された。福島第一原発から60 km離れた福島市でも、3月15日夕刻に毎時24 マイクロシーベルト（後述のOIL2以上）を観測している。計画的避難区域となった飯館村は原発から30 〜 50km離れている。PAZやUPZは、福島原発事故の経験を踏まえ、また放射性物質の拡散シミュレーションを行ったうえで、社会的な議論を経て決定されるべきである。

② 30km以遠の地域の放射線防護対策が曖昧である。安定ヨウ素剤の備蓄や事前配布も行うべきである。また、30km以遠においても、一時退避や避難が必要になることがあることを明記すべきである。たとえば、兵庫県は高浜原発から40km以上離れているが、兵庫県が実施したシミュレーションでは、兵庫県三田市で甲状腺の等価線量が134.9ミリシーベルト、京都北部の舞鶴市民が避難することになっている神戸市でも60.4ミリシーベルトとなっており、IAEAの安定ヨウ素剤服用基準である50ミリシーベルトを超えている。

③ 最近の改定で削除されたプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA：Plume Protection Planning Area）については、その概念と範囲について指針に書き込み、ヨウ素剤の配布について検討すべきである。

---

[15] 前掲『原発ゼロ社会への道』4-3-3「規制委員会は防災対策計画の審査を行うべきである」（p.146-147）参照。

④ 即時避難の基準である OIL1 は、毎時 500 マイクロシーベルト、1 週間以内に一時移転とされている OIL2 は、毎時 20 マイクロシーベルトとされている。しかし、この基準では、かなり高線量の区域であっても毎時 500 マイクロシーベルトに達しないと避難指示が出ず、住民が高い線量下にさらされ続けることになる。

⑤ 最新の改定で、SPEEDI などの放射性物質の拡散予測の活用や、気象データ・大気中拡散解析などの記述が削除された。原子力規制委員会は、福島原発事故時に SPEEDI が機能しなかったとするが、その原因は、(1) ソースタームが入力できなかった、(2)「混乱をまねく」として一般への公開を避け、自治体への連絡をしなかったという運用上の問題が大きいと考えられる。SPEEDI への過度の期待はできないとはいえ、緊急時モニタリングとの併用を行うべきである。また、SPEEDI を活用し、各原発ごとの放射性物質の拡散シミュレーションの結果を公開することにより、原発事故時のリスクの可視化および原子力防災計画立案の一助にすべきである。

2.4.3　個別の原子力防災計画について

原子力市民委員会では、鹿児島県・川内原発、福井県・高浜原発の原子力防災計画について検証を行った[16]。その結果、以下のような問題点が見出された。

- 避難先の自治体においても高い放射線量にさらされる場合もありえること
- 放射性物質の拡散シミュレーションが実施されていないか、または完全には公開されていないこと
- 少なからぬ避難先が土砂災害危険地域等に位置し、複合災害に対応できない上、法令上も問題があること
- 30km 圏の外に出れば安全という設計となっていること
- 避難経路が、大地震・津波、大雪、豪雨、台風などの複合災害を考慮に入れていないこと
- 要援護者の避難計画が立案されていないか、現実的ではないこと
- 非現実的な二段階避難を前提としていること
- 長期の避難、帰還することが困難な状況などが考慮されていないこと
- スクリーニングおよび除染の場所が決まっていないこと
- 輸送用のバスが確保できていないこと

これらについては、住民や市民団体等も指摘をしており、それらの意見が反映される仕組みがないことが、根本的な問題であると考える[17]。

---

16 その一環として、川内原発 30 キロ圏の自治体および避難先自治体を対象に実施したアンケート（鹿児島県・熊本県の 21 市町村から回答を得た）の結果をウェブサイト（www.ccnejapan.com/?p=4344）で公開している。

17 このように、当事者の意見を汲み上げる制度や場が存在しないか機能していないという問題は、日本の原子力行政（推進・規制の両面で）の深刻な欠陥となっている。このことは、本報告の第 1 章においても、第 3 章においても繰り返し指摘されていることに注意されたい（たとえば、1.3.5、1.4.1、1.6、3.1.3 での指摘）。

3 原子力政策への評価

第3章では原子力政策の最近の動向を分析し、これに対する原子力市民委員会の評価を述べる。内容は次の3点にまとめている。

原発復活政策 (3.1)

核燃料サイクル政策 (3.2)

放射性廃棄物政策とりわけ高レベル放射性廃棄物政策 (3.3)

3.1 では、エネルギーミックスの議論で提出された原発依存度について、提示されている政策目標とその問題点を 8 点にわたって指摘する。3.2 では、六ヶ所再処理工場の継続へ向けて政府が示した方向性と問題点を指摘する。3.3 では、「脱原子力政策大綱」[1]発表以降の政府の動き、とりわけ文献調査に関する政府から立地候補地への申入れ (政府による「科学的有望地」の選定) という政策転換の問題点を指摘する。

3.1 原発復活政策

3.1.1 政府の政策目標

2014 年 4 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」では、原発依存度を可能な限り低減させるとしている。だが、その一方で、「安定供給」「コスト低減」「温暖化対策」「安全確保のために必要な技術・人材維持」の観点から確保していく規模を見極めるとしている[2]。総合資源エネルギー調査会の原子力小委員会での議論に基づく「中間整理」(2014 年 12 月とりまとめ) [3] では、原子力発電を確保する観点から課題の整理が行われたが、具体的な数値や方策は示されなかった。

長期エネルギー需給見通し小委員会[4]で審議されてきた「エネルギーミックス」(電源構成) は、2015 年 4 月 28 日の審議で 2030 年に原子力発電の割合を2割程度 (20 ～ 22%) とする経産省の骨子案が示され、了承された。さらに 5 月 26 日の審議で骨子案を増補した長期エネルギー需給見通し (案) が示され了承された。6 月 2 日からパブリックコメントが始まっている[5]。しかし、エネルギーミックスは原発ゼロ社会の実現を前提に策定すべきであり、原子力発電の維持を前提と

---

1 原子力市民委員会 2014『原発ゼロ社会への道――市民がつくる脱原子力政策大綱』 www.ccnejapan.com/?p=3000

2 前掲『原発ゼロ社会への道』第 5 章コラム「民意の反映はどこへ？ 新しいエネルギー基本計画」(p.188) 参照。

3 総合資源エネルギー調査会　原子力小委員会　中間整理 (2014 年 12 月) www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/denkijigyou/genshiryoku/report_01.html

4 総合資源エネルギー調査会　長期エネルギー需給見通し小委員会 www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/#mitoshi

5 前出 www.enecho.meti.go.jp/notice/topics/031/　政府のエネルギーミックス案の別の面での問題点については、本稿 3.1.7 を参照。

するこの経産省案には多くの問題点がある[6]。2030 年までの「エネルギーミックス」の決定に際しては、原子力市民委員会として示した原子力発電の様々な問題点を踏まえ、早期に原発ゼロ社会を実現することを前提とすべきである。

3.1.2　原発比率〜エネルギーミックスの問題点

3.1.2.1　再稼働申請と廃炉の行方

現在、適合性審査の申請が出されている原発は 24 基に上っている（2.1.1）。現時点で、残る 18 基の申請の見通しはない。現時点で、適合性審査が終了した原発は川内 1・2 号機と高浜 3・4 号機である。このうち、工事認可や保安規定認可などを一通り終えて使用前検査を実施している原発は川内1号機のみである。一方、高浜原発は適合性審査にはパスしたが、前述（2.1.2）のように運転差し止めの仮処分決定が下されたため、これが覆らない限り稼働はない状態に至っている。

そのような状況の中、エネルギーミックスを審議した政府は、前述の通り、2030 年時点での原発の発電電力量に占める割合を 20 〜 22%とする旨発表した。経産省によれば、この数字は具体的な原発とリンクしていない。しかし、この数字は廃炉が決まっていない原発をすべて稼働すること、および 40 年を超えて運転継続することを前提にしない限り、とうてい達成できない。

そこで、まず仮に 40 年で廃炉にすることを前提に計算してみる。2013 年 7 月に原子炉等規制法が改正となり、原発の運転期間が原則として 40 年とされたからだ[7]。ただし、 1回に限り最大 20 年の運転期間の延長を認めてはいる。原則である 40 年運転制限を守るとすれば、2030 年時点での原発の発電に占める割合は 10%弱となる。これは設備利用率を 70%とし、電力需要を政府の想定通りに置いて計算した結果である。

一方、試みに、公表された廃炉を前提として、他の全ての原発が再稼働すると仮定し（設備利用率は同じく 70%として計算）、さらにかなり（15 基程度）の原発の運転期間を延長することを前提とすれば、2030 年の電源構成に占める原発の発電量の比率は 20%以上となる。経産省は 20 〜 22%という発電割合に各原発を結びつけていないと言うが、示された割合はほとんどの原発の再稼働と運転期間延長を織り込んだ数字と言うことができる。

3.1.2.2　廃炉の可能性に基づく試算

ここでは、上記 3.1.2.1 での試みとは別に、全国の原発の置かれている状況を考慮して、廃炉が想定される原子炉号機を特定し、それらが廃炉となった場合の発電電力量に占める割合を試算した（表 3-1 および表 3-2）。政府の示したエネルギーミックスの実現不能性を示すためである。

現時点で廃炉が決定している原発は、福島第一原発の 6 基と、2015 年 3 月中旬に電力各社が発表した 5 基（玄海1号機、島根1号機、敦賀1号機、美浜 1・2 号機）である。なお、発電割合

6　原子力市民委員会「声明：エネルギーミックスは原発ゼロ社会の実現を前提に策定すべき」（2015 年 4 月 28 日）www.ccnejapan.com/?p=5155 を参照。

7　原子炉等規制法、第 43 条 3–32（運転の期間等）

表 3-1　廃炉ケース別の原発総出力試算（詳細表）

表3-1　P1

原子炉	定格出力（万kW）	炉型	運転開始年	事業者	公式定検入り	地震影響（実質停止）	適合性申請	2030年時点運転年数	運転延長ケース	廃炉見通しケース	廃炉見込みケース	40年廃炉ケース	備考
泊1	57.9	PWR	1989	北海道電力	2011.4.22		2013.7.8	41	○		×	×	
泊2	57.9	PWR	1991	〃	2011.8.26		2013.7.8	39	○			○	
泊3	91.2	PWR	2009	〃	2012.5.5		2013.7.8	21	○			○	
女川1	52.4	BWR	1984	東北電力	2011.9.10	2011.3.11		46	○		×	×	
女川2	82.5	BWR	1995	〃	2011.11.6	2011.3.11	2013.12.27	35	○			○	
女川3	82.5	BWR	2002	〃	2011.9.10	2011.3.11		28	○			○	
東通1	110	BWR	2005	〃	2011.2.6		2014.6.10	25	○	×	×	○	
福島II-1	110	BWR	1982	東京電力		2011.3.11		48	○	×	×	×	
福島II-2	110	BWR	1984	〃		2011.3.11		46	○	×	×	×	
福島II-3	110	BWR	1985	〃		2011.3.11		45	○	×	×	×	
福島II-4	110	BWR	1987	〃		2011.3.11		43	○	×	×	×	
柏崎刈羽1	110	BWR	1985	〃	2011.8.6	2007.5.4-2010.8.4		45	○		×	×	
柏崎刈羽2	110	BWR	1990	〃	2007.2.19	2007.7.16		40	○		×	×	
柏崎刈羽3	110	BWR	1993	〃	2007.9.19	2007.7.16-		37	○		×	○	
柏崎刈羽4	110	BWR	1994	〃	2008.2.11	2007.7.16-		36	○		×	○	
柏崎刈羽5	110	BWR	1990	〃	2012.1.25	2006.11.24-2011.2.18		40	○		×	×	
柏崎刈羽6	135.6	BWR	1996	〃	2012.3.26	2007.5.24-2010.1.19	2013.9.27	34	○		×	○	
柏崎刈羽7	135.6	BWR	1997	〃	2011.8.23	2007.7.16-2009.12.28	2013.9.27	33	○		×	○	
東海2	110	BWR	1978	日本原電	2011.5.21	2011.3.11	2014.5.20	52	○		×	×	
浜岡3	110	BWR	1987	中部電力	2010.11.29			43	○		×	×	
浜岡4	113.7	BWR	1993	〃	2012.1.25		2014.2.14	37	○		×	○	
浜岡5	138	BWR	2005	〃	2012.3.22			25	○		×	○	
志賀1	54	BWR	1993	北陸電力	2011.10.8			37	○		×	○	
志賀2	135.8	BWR	2006	〃	2011.3.11		2014.8.12	24	○		×	○	
敦賀1	35.7	BWR	1970	日本原電	2011.1.26			廃炉	×	×	×	×	
敦賀2	116	PWR	1987	〃	2011.8.29			43	○	×	×	×	

表3-1　P2

原子炉	定格出力（万kW）	炉型	運転開始年	事業者	公式定検入り	地震影響（実質停止）	適合性申請	2030年時点運転年数	運転延長ケース	廃炉見通しケース	廃炉見込みケース	40年廃炉ケース	備考
美浜1	34	PWR	1970	関西電力	2010.11.24			廃炉	×	×	×	×	
美浜2	50	PWR	1972	〃	2011.12.18			廃炉	×	×	×	×	
美浜3	82.6	PWR	1976	〃	2011.5.14		2015.3.17	54	○			×	
高浜1	82.6	PWR	1974	〃	2011.1.10		2015.3.17	56	○		×	×	
高浜2	82.6	PWR	1975	〃	2011.11.25		2015.3.17	55	○		×	×	
高浜3	87	PWR	1985	〃	2012.2.20		2013.7.8	45	○			×	仮処分決定
高浜4	87	PWR	1985	〃	2011.7.21		2013.7.8	45	○			×	仮処分決定
大飯1	117.5	PWR	1979	〃	2010.12.10			51	○			×	
大飯2	117.5	PWR	1979	〃	2011.12.16			51	○			×	
大飯3	118	PWR	1991	〃	2013.9.2		2013.7.8	39	○			○	運転差止め判決
大飯4	118	PWR	1993	〃	2013.9.15		2013.7.8	37	○			○	運転差止め判決
島根1	46	BWR	1974	中国電力	2010.11.8			廃炉	×	×	×	×	
島根2	82	BWR	1989	〃	2012.1.27		2013.12.25	41	○			×	
伊方1	56.6	PWR	1977	四国電力	2011.9.4			53	○		×	×	
伊方2	56.6	PWR	1982	〃	2012.1.13			48	○		×	×	
伊方3	89	PWR	1994	〃	2011.4.29		2013.7.8	36	○			○	
玄海1	55.9	PWR	1975	九州電力	2011.12.1			廃炉	×	×	×	×	
玄海2	55.9	PWR	1981	〃	2011.1.29			49	○		×	×	
玄海3	118	PWR	1994	〃	2010.12.11		2013.7.12	36	○			○	
玄海4	118	PWR	1997	〃	2011.12.25		2013.7.12	33	○			○	
川内1	89	PWR	1984	〃	2011.5.10		2013.7.8	46	○			×	
川内2	89	PWR	1985	〃	2011.9.1		2013.7.8	45	○			×	
大間	138.3	ABWR		Jパワー			2014.12.16		考慮せず	考慮せず	考慮せず		
島根3	137.3	ABWR		中国電力					考慮せず	考慮せず	考慮せず		
東電東通	138.5	ABWR		東京電力					考慮せず	考慮せず	考慮せず		

		廃炉11基以外全て運転延長再稼働ケース	廃炉見通しケース	廃炉見込みケース	40年廃炉ケース
原発総出力		4220	3554	1626.7	1917.8
発電電力量70%で計算		25877040	21793128	8950103.4	11759949.6
総電力需要（送電端）需給見通しより（百万kW時）	1065000	24.3	20.5	8.4	11

の議論からは外れるが、現在、浜岡 1･2 号機、東海原発、ふげんの４基は廃止措置の途上にある。

まず、福島第二原発の４基が廃炉となる。福島県が知事ならびに県議会が全員一致で廃止を求めているからだ。事故後に発表された福島復興計画の原発に対する姿勢は「福島県は脱原発から出発する」との宣言に集約されている。

敦賀原発２号機と志賀原発１・２号機は原子力規制委員会によって敷地内の断層が活断層と認定された。重要な施設がこの活断層の真上に敷設されていることから、たとえ日本原電や北陸電力が適合性審査を申請しても許可がでないことになる。東北電力の東通1号機では、明確に活断層と断定されてはいないが、その可能性が高い。従って運転再開は困難といえる。

表 3-1 の試算ではここまでを「廃炉見通しケース」とした。さらに、以下の各炉についても高い可能性で廃炉が見込まれるので、これらを加えて表 3-1 では「廃炉見込みケース」として試算した。

まず、柏崎刈羽原発７基の再開の可能性は限りなく小さい。泉田裕彦新潟県知事が福島原発事故の原因究明が先決であり、それなくして再開はあり得ないと表明しているからだ。東電は柏崎刈羽原発の６・７号機の適合性審査を申請しているが、地元合意が得られないことになる。なお、同原発の２～４号機は 2007 年の中越沖地震以降停止している。

浜岡原発３基は、東日本大震災の２ヵ月後、菅直人前総理の要請に応じて運転を停止しているが、周辺自治体が強く反対していることから運転再開は困難と考えられる。東海第二原発も避難計画対象地域に 100 万人が居住しており、再開できないだろう。

地元了解などが得られず廃炉になる可能性の極めて高い原発は、以上を合計すると 19 基になり、既決定分と合わせて 30 基に達する。

2015 年３月の５基の廃炉決定理由は、出力が小さく安全対策への追加投資が回収できない、というものだった。これら５基はいずれも 50 万 kW クラスである。この理由からすれば、上記以外の原発のうち 2030 年時点で 40 年を超える 50 万 kW クラスの原発がさらに５基ある（泊1号機、女川1号機、伊方１・２号機、玄海２号機）。これらも廃炉となる公算が高い（表 3-1 の「廃炉見込みケース」の網掛け部分）。

こうした状況を考慮し、かつ、上記以外の原発は運転期間を延長するとしても、原発の割合は10%にしかならない。結果としては 40 年廃炉のケースと同等のレベルとなる（表 3-2）。なお、ここでは、建設中の原発を考慮せずに計算した。

表 3-2　廃炉ケース別の原発総出力と原発依存度（総括表）

	廃炉 11 基以外は全て運転延長再稼働ケース	廃炉見通しケース	廃炉見込みケース	40 年廃炉ケース
総出力（万 kW）	4220	3554	1626.7	1917.8
原発依存度（%）	24.3	20.5	8.4	11

＊2030 年時点の総電力供給量は 10650 億 kW 時とした
＊原発の設備利用率を 70%

以上検討してきたように、現実的には 20 ～ 22%の割合を達成することはとうてい不可能である。この結果は、温室効果ガス排出量削減の失敗をも同時に意味する。

3.1.3　原子力発電の根本的な問題点を直視し、意思決定プロセスを見直すべき

現在の日本政府のエネルギー政策には、福島第一原発事故の教訓を大前提とした上で、国際的な気候変動問題への責任を果たし、中長期的に持続可能な社会を実現するというビジョンが欠落している。そのため、非現実的な原子力維持目標に固執することになり、かえって、分散型の再生可能エネルギーの導入や省エネルギーを軽視し、本格的な気候変動対策を停滞させる恐れが強い。これでは、これまでのエネルギー政策の失敗の繰り返しである。

2014 年には、再生可能エネルギーの系統接続をめぐって電力業界が抵抗の姿勢を示し、電力会社毎に原子力発電所をフル稼働する想定での太陽光発電の接続可能量が算定され、再生可能エネルギーの系統接続が制限されるという問題がおきている。つまり、原子力発電への依存が再生可能エネルギーの導入を現実に阻害するようになっている[8]。

原子力発電の現実は厳しい。2014 年度の設備利用率はゼロであり、再稼働も困難な状況に陥っている。新規制基準や規制行政における多くの欠陥[9]、原子力損害賠償制度の不備、老朽化した原子力発電所の 40 年を超えた運転延長問題、解決困難な放射性廃棄物の処理・処分の問題[10]など、さまざまな点で原子力発電は困難に直面している。政府は、これらの点を直視しなければならない。

非現実的な「エネルギーミックス」がつくられようとしているのは、エネルギー政策形成において民主的な意思決定プロセスが欠けているからである。経済産業省の審議会を中心とした検討プロセスでは、メンバー構成をはじめとして、原子力発電を推進してきた産業界や電力会社の意向が色濃く反映されており、原子力発電の根本的な問題点が忘れられた審議になっている。原子力政策は、意思決定プロセスのあり方から見直す必要があるだろう[11]。

---

8 原子力市民委員会「再生可能エネルギーの系統接続手続き「保留」問題に対する声明」（2014 年 11 月 4 日）www.ccnejapan.com/?p=4263 を参照。

9 詳細は、原子力市民委員会が 2014 年 9 月 30 日に発表した2つの声明（www.ccnejapan.com/?p=4135）を参照されたい。

10 問題の全貌については、前掲『原発ゼロ社会への道』第 3 章「放射性廃棄物の処理・処分」（pp.99-133）を参照。

11 見直しの具体的な要衝については、前掲『原発ゼロ社会への道』終章「「原子力複合体」主導の政策決定システムの欠陥と民主的政策の実現への道」（pp.211-223）を参照。

3.1.4　新規制基準では原子力発電の安全性の確保はできず、発電コストも高い

原子力市民委員会が「脱原子力政策大綱」で述べた新規制基準の不十分さや規制行政の問題点[12]は今もなお未解決のままである。2015 年 4 月に関西電力高浜原子力発電所3・4号機の運転差し止め仮処分決定でも指摘されているとおり、政府が原子力発電を稼働させる大前提としている「安全性の確保」は決して実現されていない。

原子力損害賠償制度の見直しも行われないまま、原子力損害賠償・廃炉等支援機構を通じた福島原発事故の損害賠償や、除染・中間貯蔵施設建設等のために、10 兆円を超える資金がすでに使われている。もちろん、原発事故被害は、この数字には表すことができないから、原発が最も非経済的な電源であることは明らかである。

総合資源エネルギー調査会の発電コスト検証ワーキンググループは、原子力を含め、電源毎の発電コストを計算し、原子力の発電コストを「10.1 円 /kWh 以上」とした[13]。この計算方法には幾つか重大な問題点がある。原子力については、事故コストについては、2011 年のコスト等検証委員会が採用した共済方式を踏襲しているかのように記述しているが、内実は、事故発生頻度に基づく計算方法に変更した上で、事故発生頻度が新規制基準による追加的な安全対策によって2分の1になったかのように仮定して計算しており、「事故リスク対応費用」を過小評価している。他方で、再生可能エネルギーについては政策経費を過剰に上乗せしている。つまり、原発は安く、再エネは高くなるような恣意的な計算が行われている。事故コストを含めた社会的費用や、追加的安全対策費用を適切に含めれば、原子力の発電コストはさらに高額になると考えられ、政府は、この点も踏まえなければならない。

3.1.5　会計・料金制度の変更による原子力延命策

電力システム改革と原子力との間の関連では、原子力の競争環境の整備が急速に進んでいる。原子力は、建設時の設備投資の巨額さはもとより、追加的安全対策、廃炉、さらには予想していなかった事故やトラブルなどで多額の資金が一時に必要になるという固有のリスクをもっている。このような電源は市場でリスクの高い電源として認識され、今後、新規投資が行われなくなる可能性が高い。また、現実にも、廃炉になった場合、原子力発電設備および核燃料を一括償却せざるをえなくなったり、廃炉費用の引き上げた額が足りなくなったりするため、電力会社の財務に大きな影響を与える可能性があった。

政府は、このことを問題視し、2013、14 年度に、発電設備および核燃料について、廃炉決定後も発電設備および核燃料の償却をみとめ、また廃炉費用の積立ができる制度に変更した。その結果、もともと電力会社の損失となるものを、電気料金を通じて国民負担にできるようになった[14]。

---

12 前掲『原発ゼロ社会への道』第 4 章「原発再稼働を容認できない技術的根拠」（pp.135-176）

13 資源エネルギー庁 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 長期エネルギー需給見通し小委員会 発電コスト検証ワーキンググループの第 6 回会合において提示された経済産業省の試算結果
www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/mitoshi/cost_wg/006/

14 詳細な分析については、原子力市民委員会の第 12 回会合（2015 年 2 月 23 日）
www.ccnejapan.com/?p=4658 の資料を参照のこと。

これは、原子力固有のリスクを大きく軽減し、原子力を延命するためのものとなっており、許されない。

3.1.6　原子力発電の維持には現実性も国民的合意もない

原子力発電の発電量の割合を2割程度維持するという経産省案（3.1.2.1）では、3.1.2.2 で検討したようにほとんどの原発の再稼働と運転延長を織り込んだものであり、現実性も国民的合意もない。

一方で、原発稼働ゼロの状況において、節電や省エネルギーが進むとともに、太陽光発電を中心として、再生可能エネルギーが本格的に普及し始めている。国内の再生可能エネルギーへの投資額は 2014 年に世界第3位の約4兆円に達した[15]。こうした再生可能エネルギーの発展にこそ、現実性があるというべきである。

3.1.7　「ベースロード電源」という発想は電力システム改革と相反する

2014 年 4 月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、原子力発電や石炭火力などを「ベースロード電源」として位置づけ、2015 年 4 月に示されたエネルギーミックス案（前述 3.1.1）では、その比率を6割程度に維持するとしている。しかし、「ベースロード電源」を基本に電源構成を確保するという考え方それ自体が、まったく時代遅れである。電力自由化や発送電分離が行われている欧州では、「ベースロード電源」という発想そのものがなくなっている。

日本では、電力システム改革の第一弾として電力広域的運営推進機関が 2015 年 4 月からスタートし、2016 年からの電力の小売り全面自由化やその後の発送電分離等の改革が行われている一方で、原子力発電を維持するための保護・支援の仕組みが構築されようとしている（前述 3.1.5、後述 3.1.8、3.2.2）が、これも電力システム改革と相反するものである。

エネルギー安全保障の観点からも、全てのウラン燃料を海外に依存するなど多くのリスクを抱える原子力発電は、決してエネルギー自給率に含めるべきではなく、海外からの化石燃料に発電の9割近くを依存し、膨大な化石燃料費用が海外に流出する状況を招いたのは、原子力発電という本質的に不安定な電源へ依存してきた結果だという反省を忘れている。

3.1.8　原発版固定価格買取制度（原発FIT）

達成困難が予想されるとはいえ、エネルギーミックスが示されたことから、今後は総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会の原子力小委員会において、この割合を達成するための施策が議論されることになる。各原発の再稼働は経産省の権限外に置かれているが、ほぼ全ての原発の再稼働を示唆するメッセージを出したことが原子力規制委員会に影響を与えかねず、極めて遺憾である。

そこで、原発に関して原子力小委員会の中間整理段階で問題になっていた原発版 FIT の導入が議論の焦点の一つとなるに違いない。

---

15 Frankfurt School-UNEP Centre/BNEF（2015）*Global trends in renewable energy investment 2015*. http://apps.unep.org/publications/pmtdocuments/-Global_trends_in_renewable_energy_investment_2015-201515028nefvisual8-mediumres.pdf.pdf

原子力小委員会ではイギリスで導入されようとしている CfD（差額決済契約制度）[16]が紹介された。これは原発への投資回収を保障するものだ。実施された新しいコスト検証では、原発の建設費が4000 億円（120 万 kW）と想定された。最新の見積もりを反映したものであろう。福島原発事故の原因究明が進み、設計に反映するべき教訓が得られた時には、さらに高くなることが予想される。

他方、電力システム改革が進み、競争環境が一段と進むことも予想されている。そうなると、電力各社は膨大な初期投資の確実な回収計画が立てられず、新規原発の建設は倦厭される。経産省がそう受け止め、なおも政策として原発をすすめるためには投資回収を保障する必要があると考えて、導入を検討しているのがイギリスの CfD だ。具体的な導入となると、制度設計をきちんとする必要がある。例えば、投資回収を保障するには、一定の価格で確実に販売できるシステムを作らなければならない。契約主体の問題、資金プールの問題など整備するべき課題が多くあると推察される。制度主旨からすれば広く一般消費者から費用回収するために、送電コストに上乗せする仕組みを導入することが考えられる。

また、原発のコストは他電源に比して安価である計算結果を政府が示した。前述（3.1.4）で見たようにそれが批判の多い条件設定の上に行われたものだったとしても、政府がそのように提示した以上、コストが安価な原発に対して支援策がないと経営ビジョンが立てられないという主張は成立しにくくなっている。こうした特定の電源だけを優遇して支える仕組みには、消費者のみならず新電力会社などからも強い反対の声が出されると考えられる。

ところで、経産大臣は、2030 年時点でのエネルギーミックスの中には原発の新増設を想定していないと発言しているので、このような支援策の導入は定かでない。しかし、原子力小委員会では委員から新増設（建替え・リプレース）の意見が繰り返し出されており、政府が原発を維持し続けるとすれば、リプレースは避けられないことになる。従って、今回導入が明記されなくても、次のエネルギー基本計画の見直し時に導入される可能性が残る。

3.2 核燃料サイクル政策

3.2.1 政府の政策目標：核燃料サイクルを継続するために必要な政策措置を講じる

エネルギー基本計画では「核燃料サイクルについて、これまでの経緯等も十分に考慮し、引き続き関係自治体や国際社会の理解を得つつ取り組むこととし、再処理やプルサーマル等を推進する」としている[17]。しかし、再処理推進の結論に至った検討内容について言及はない。民主党時代の革新的エネルギー・環境戦略（2012 年 9 月）は脱原発方針を掲げる一方で、青森県に対するメッセージとして再処理の当面の継続を明記していた[18]。当時、青森県知事は再処理中止の政策判断

---

16 Contract for Difference この制度の詳しい仕組みと問題点については、大島堅一「さらなる原子力保護政策は許されるか」『世界』2014 年 12 月号（pp.154-161）を参照。

17 第４次エネルギー基本計画（2014 年 4 月）第 3 章第 4 節 4（p.44）
www.meti.go.jp/press/2014/04/20140411001/20140411001-1.pdf

18 革新的エネルギー・環境戦略（2012 年 9 月）
www.cas.go.jp/jp/seisaku/npu/policy09/pdf/20120914/20120914_1.pdf

をした場合には、使用済み核燃料の各原発への返還、むつ市に建設中の中間貯蔵施設の使用不許可、海外返還廃棄物の拒否（港の使用不許可）などの対応を取ると「脅かし」ていた[19]。海外返還拒否で国際問題に発展することを恐れた政府は、当面の継続を容認せざるを得なかったという。安倍政権はこうした背景を共有しつつ、いっそう積極的に六ヶ所再処理の継続を主張している。

日本原燃は電力 10 社を中心に設立された株式会社で、1984 年に青森県から施設建設の合意を得て、1994 年から再処理工場の建設に入ったが、施工ミスや仕様外の部品使用など多くのトラブルに直面し、竣工は大幅に遅れた。2004 年、原子力委員会は新計画策定会議において再処理総合評価を行ない、再処理政策を堅持する方針が確認された。これを契機として日本原燃はウラン試験に入ったが、その後もトラブルが続き、2008 年にはガラス固化体の製造工程上のトラブルで再処理が中断したまま、現在に至っている。竣工には新たな規制基準への適合性審査、工事認可、保安規定認可が必要で、現在は第1段階の適合性審査の途上にある。

この間に建設費は 7400 億円の見積もりから約 2 兆 2000 億円に高騰した[20]。工場の竣工が遅れているために本来ならさらに建設費が高騰するのだが、これを避けるために、竣工前にもかかわらず、再処理前受金による処理で追加コストを糊塗している（後述 3.2.2.1）。日本原燃は竣工時期を再三（実に 22 回も）延期し、現在は 2016 年 3 月竣工予定としているが、適合性審査の状況から、この見通しはさらに遅れると考えられる。おそらく、この数年の間に再処理工場が竣工することはないだろう。従って現在は、実質的に破綻状態にある日本原燃を前受金によってかろうじて支えている状態である。

ここに電力自由化による一層の競争環境が出現すると、電力会社にとって、ウラン燃料に比べて高いコストの MOX 燃料（ウラン燃料輸入価格のおよそ 10 倍）を使用する動機は全くなくなる。しかも、原発をもつ 10 電力会社の再処理に対する経営判断の違いが表面化することになり、日本原燃を支える現在のオール電力協調体制が崩壊するだろう。日本原燃が破産する可能性が非常に高いのである。

これを避けるために、原子力小委員会の中間整理に示された政策の方向性は、①原子力環境整備資金管理センターに積み立てられている再処理積立金の使い勝手を良くし、②プルサーマル燃料の使用先を確保し、③再処理費用を発送電分離後も全消費者から回収することである。このうち、中間整理に明記されたのは①のみであり、これによって日本原燃の当面の危機は回避された。他の施策は今後に議論されていくものと考えられる。

3.2.2　六ヶ所再処理工場の維持存続へ向けた支援策

3.2.2.1　積立金から拠出金へ

競争環境下でも日本原燃が生き残れる仕組みを経産省は原子力小委員会に提示した。その対応策の筆頭にあげられているのが、現在の再処理積立金制度から拠出金制度への変更である。

積立金制度は「原子力発電における使用済み燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理

19 原子力委員会の幹部の証言（p.c.）による。
20 日本原燃ホームページ http://www.jnfl.co.jp/recruit/business/saishori.html

に関する法律」[21]に基づいて 2005 年に導入された。原子炉設置者（電力会社）が経産省の通知に基づき毎年度、再処理費用を積み立てる。積立金の管理は資金・管理センターが行い、再処理等（再処理と再処理廃棄物の管理・処分など）の費用に充てる場合に取り戻す。

2013 年度末の積立金の状況は、積立額4兆 9204 億円に対して、電力会社による取り戻し額が2兆 4444 億円に達しており、積立残高は2兆 4759 億円となっている[22]。

法に基づけば、日本原燃に支払った前受金を、電力会社は資金・管理センターから取り戻すことができる。アクティブ試験中に再処理した 420 トン分についての取り戻しは正当な商行為だが、現実にはそれを大きく超えて未処理分まで取り戻している[23]。前述（3.2.1）のように工場の竣工時期が延期につぐ延期となっている現状では、このような方法では行き詰まるのは目に見えている。すなわち、急場しのぎの前受金対応では限界があり、そこで、現行の積立金処理から拠出金処理へと位置づけを変える方向が示された。拠出金に位置づけることによって、実際の再処理量とは関係なく資金の使用が可能となる。日本原燃が破綻を回避できる当座の対応となる。

再処理に必要な費用を再処理工場竣工の見通しもない中で拠出金として使用するのだから、後に残るのは膨大な資金不足である。

3.2.2.2 民間電力による維持運営から政府の関与を強めた組織運営に

当座の資金繰りが拠出金によって改善されたとしても、長期的には電力会社が再処理工場を支え続けることは困難と考えられる。

電力会社が再処理を維持できないとなれば、日本原燃を破産処理させることも考えられる。これまでの原子力小委員会での議論からすれば、認可法人とすることで政府（経産大臣）の許可なく解散できないようにする案が浮上している。ただし、小委員会では認可法人化する意見に賛否両論あり、組織体に関する結論は出ていない。また、解散できなくするだけでは、経営状況の向上は望めない。そこで、政府が再処理を日本原燃に委託する方式も検討されている[24]。

3.2.2.3 プルトニウムの消費

日本原燃の再処理で回収されたプルトニウムは、「六ヶ所再処理工場回収プルトニウム利用計画」[25]

---

21 平成 17 年 5 月 20 日法律第 48 号。最終改正は 2012 年 6 月 27 日。

22 原子力発電環境整備促進・資金管理センター「再処理等積立金　残高および運用状況」
www.rwmc.or.jp/financing/reprocess/financing4.html

23 再処理コスト 12.2 兆円を処理量 32,000 トンで案分してみると、とても2兆円にならないので、未処理分まで取り崩していると推定される。再処理費用の金額は資源エネルギー庁「日本原燃株式会社における使用済燃料の再処理等費用の積算の誤りについての報告について」（2011 年 12 月 9 日）
www.meti.go.jp/press/2011/12/20111209007 /20111209007.pdf を参照。

24 再処理事業からの撤収および保有プルトニウムの扱いに対する原子力市民委員会の考え方については、前掲『原発ゼロ社会への道』第 3 章、とくに 3-1-1「核燃料再処理政策の転換」（pp.101-104）および 3-7「プルトニウムの処理・処分」（pp.117-118）を参照されたい。

25「六ヶ所再処理工場の竣工時期の変更に伴う六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウム利用計画の見直しについて」（2010 年 9 月 17 日、第 51 回原子力委員会）
www.aec.go.jp/jicst/NC/iinkai/teirei/siryo2010/siryo51/siryo1.pdf 以降、同利用計画の更新はない。

によれば、再処理契約量に応じて各電力会社に割り当てられ、計画上はそれを各社が各原発で消費することになっている（プルサーマル）。とはいえ、Jパワー（電源開発）や日本原子力研究開発機構（JAEA）への譲渡も排除していない。しかし、JAEA が日本原燃のプルトニウムを消費することは事実上不可能と言える。同機構はすでに 2,685kg のプルトニウム（全プルトニウム）を所有し、新燃料の状態あるいは加工段階にあるもの 1,427kg を所有している[26]。他方、「もんじゅ」ならびに「常陽」での消費に展望はない。従って日本原燃のプルトニウムを消費する余力はない。

福島原発事故によってプルサーマルへの合意は困難になっていると考えられる。少なくとも最大契約社である東京電力のプルサーマル計画が破綻している。さらに、中部電力の浜岡原発に関しても静岡県の川勝平太知事は事前了解を白紙に戻している[27]。

こうした中で日本原燃のプルトニウムの消費先として浮上しているのがJパワーが青森県大間町で建設中の大間原発である。同炉は全炉心にプルトニウム燃料の装荷を可能とする設計（フルモックス炉）になっており、年間 1.4 トンのプルトニウムを消費することができる。大間原発はJパワーの最初の原発であり、海外に再処理委託していない。現時点で、六ヶ所再処理工場に隣接する MOX 燃料加工工場の建設・稼働の時期を見通すことができないが、電力各社および日本原燃にとって大間原発はプルトニウム消費に欠かせない原子炉となっている。

ところが、この原発に対して、設置許可無効確認を求める裁判が市民団体ならびに函館市によって提起されている。その行方によってはこの消費先も破綻することになる。

3.2.2.4 送電部門へ費用転嫁する可能性

前出の総合資源エネルギー調査会のコスト検証の結果では、原発のコストが他電源と比べて安価であった（3.1.4）。もしそうであれば、費用負担を従来の積立金から拠出金へと位置づけを変えることで六ヶ所再処理工場は維持できるはずである。日本原燃の組織形態の見直しまで問題となってくるのは、原発コスト評価自体の作為性に加え、経済合理性のない再処理が競争環境下では成立しないからである。

そこで、六ヶ所再処理工場を存続させるための費用負担を発電会社から免除し、広く薄く消費者に求める施策の導入が考えられているようだ。すなわち、送電部門に負担を転嫁する方法である。

積立金制度が導入された 2005 年に、この時点以前に発生した使用済み核燃料に対する積立額は、原発を所有しない新規事業者に対しても託送料金に算入して全消費者から回収することとしたが、以降の使用済み核燃料に対しては原発を所有する電力各社がその発生時点で、経産大臣が算定した額を積み立てることとなった。積立はいずれも電力各社の内部留保でなく、原子力発電環境整備・資金管理センターに出す仕組みとなっている。

これからは、原発を所有する電力各社に積立金を求めるのではなく、発送電の法的分離後は送電部門に拠出金負担を求めるよう、政策を変えてくることが考えられる。それは原子力政策への政府の関与をいっそう強めることとなるが、果たしてこれらの施策に合理性があるのか、改めて総合

---

[26] 原子力委員会「我が国のプルトニウム管理状況」（2014 年 9 月 16 日発表）
www.aec.go.jp/jicst/NC/iinkai/teirei/siryo2014/siryo31/siryo3.pdf
[27] 日本経済新聞 2014 年 4 月 7 日

的な評価を政府は実施し、広く国民に問う必要がある。

3.2.3 余剰プルトニウム問題

余剰プルトニウムを所有しないことは日本の国際公約である。この文言は時間が経つにつれて利用計画のない余剰プルトニウムを持たないとの表現に変質した。そして電力各社の机上の利用計画を原子力委員会が承認することで、かろうじて公約遵守としてきた。しかし、昨今の緊迫した世界情勢の中では、机上計画で済ますことは困難と考えられる。より確実なプルトニウムの削減が求められる。

これに対応するためには、少なくとも具体的で確実な需要とこれに対応した使用済み核燃料の再処理へと方針を変えることが必要になる。供給調整では政府による再処理量の指示が考えられる。原子力小委員会では再処理の国営化の意見も出ていたが、そもそも経産省にその覚悟はない。財務省も容認するとは考えにくい。

3.2.4 「もんじゅ」：資源問題解決の旗手から廃棄物問題の救世主へ?

高速増殖原型炉「もんじゅ」は 1994 年 4 月に臨界を達成し、翌年 8 月から性能試験の最中に送電を開始したが、12 月 8 日にナトリウム漏洩火災事故を起こした。原因究明と安全総点検、名古屋高等裁判所の設置許可無効判決などにより長期に停止し、改良工事と燃料交換を終えて試験運転を再開したのが、2008 年であった。出力ゼロの試験運転は成功したが、燃料交換のための炉内中継装置を落下させるトラブルを起こし、以来再び長期停止状態にある。

この間に「もんじゅ」の建設などに携わった日本原子力研究開発機構（当時、動力炉・核燃料開発事業団）の担当者たちはほとんどが退職し、機器類の点検や維持する納入業者の中にも作業を継承する人材の減少が起きている。この結果、点検ミスや施工ミスなどが多発する事態となっている。

「もんじゅ」は日本の原子力開発の出発時からの最終的な目的である国産増殖炉の開発に向けた核心をなす原子炉であった。原型炉は実用炉開発のための重要な最初の一歩であった。しかし、この希望は打ち砕かれた。世界的にも高速増殖炉の発電炉（商用炉）としての実用化を達成した国はない。

2012 年に民主党政権は、「もんじゅ」研究計画を取りまとめ、10 年程度の運転の後（実際には 5サイクル程度）研究を終了するとした。安倍政権はこれを見直し、「もんじゅ」の継続活用を方針とした。それが放射性廃棄物の有害度低減を目的とした研究継続である。

1950 年代に方針化された増殖炉開発および実用化計画は、資源に乏しい日本のエネルギー問題を解決する旗手と喧伝されてきた。これを放棄したことは極めて大きな政策転換といえる。しかし、

---

[28] 使用済み核燃料や高レベル放射性廃棄物に含まれる超ウラン元素のうち、プルトニウム以外のもの。ネプツニウム、アメリシウムなど、さまざまな放射性核種がある。「もんじゅ」を廃止するか、はたまたマイナーアクチニド低減の研究炉として存続させるかについて、原子力市民委員会の評価は、前掲『原発ゼロ社会への道』3-2「高速増殖炉政策」（pp.104-108; マイナーアクチニド低減の効果が限られていることについては pp.107-108）で述べた。

今後は放射性廃棄物の有害度の低減研究に衣替えして「もんじゅ」の活用を図ろうとしている。

ここでの「有害度の低減」とは、半減期の非常に長いマイナーアクチニド[28]※P46に記載を核分裂させて半減期の短い放射性核種に変えようとするものだ。核分裂により核種は倍以上に増えるが短い半減期ならば将来世代への環境影響を減らすことが可能となる。

フランスでは高速増殖実証炉スーパーフェニックスの閉鎖（1998 年）および原型炉フェニックスの閉鎖（2009 年）後、高速炉研究が復活し、現在は 2025 年に実証炉を建設することを目標とするアストリッド計画[29]が進行しており、日本も研究に参加している。この実証炉のセールスポイントのひとつが放射性廃棄物の有害度減容化である。日本もこれに倣っていると言える。

しかし、これには減容化したい核種の確実な分離という技術的に非常に困難なことが要求される。さらに、核分裂によって半減期 1600 万年のヨウ素 129 が生成されるように、全ての核種が短半減期核種になるとは限らないし、全てのマイナーアクチニドが核分裂するとも限らない。1980 年代からこの理論的可能性が指摘され、世界的にもそれなりに研究がされてきたが（例えば、オメガ計画）、実用に至っていない。

原子炉としての活用よりも、むしろ今「もんじゅ」がクリアすべきことは、①品質管理を含めた組織体制の整備、②適合性審査、工事認可、保安規定認可である。現状は①すらクリアできない状態だ。②は 2008 年の耐震バックチェックで指摘されていた敷地内断層問題や基準地震動問題が再燃するはずだ。高速炉特有の重大事故について基準が整備されていない。

これまでの有害度低減のための研究活動の十分な実績のないままの位置づけ変更は「もんじゅ」延命のための理由の後付けであり、成功の可能性はないといっても過言ではない。

3.3 高レベル放射性廃棄物処理・処分問題

3.3.1 政策目標：科学的有望地を示し国主導で処分地選定を推進する

2000 年に原子力発電環境整備機構（NUMO）が発足し、2002 年から高レベル放射性廃棄物地層処分地の公募が始まったが、2008 年の東洋町事件[30]を契機として、公募方式の限界が指摘されるようになり、国による申入れ方式の方向が決まった。2011 年春ごろには申入れが計画されていたようだが、福島原発事故により頓挫。脱原発の声が高まっている現在、申入れは以前にも増して困難となり、説得力のある理由が求められるようになった。

そこで、政府は2回の地層処分関係閣僚会議を開いて、政府が「科学的有望地」を提示し、集中的な理解活動を実施した上で、複数の地域に文献調査を申入れることを決めた。これらをより鮮明に示すために、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく「基本方針」の改定を第3回地層処分関係閣僚会議で閣議決定した（2015 年 5 月 22 日）[31]。

---

29 Advanced Sodium Technological Reactor for Industrial Demonstration（ASTRID）

30 高知県東洋町の田嶋裕起町長が独断で応募した。町議会・町民の強い反対を受け、いったん町長を辞任して再選を目指したが大差で落選し、沢山保太郎・新町長が応募を撤回した。

31「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」
www.cas.go.jp/jp/seisaku/saisyu_syobun_kaigi/dai3/gijisidai.html

科学的有望地は地球科学的観点と社会科学的観点から考慮して選ぶとされているが、そのための条件が、総合資源エネルギー調査会の地層処分技術 WG で審議されている。また、同調査会に設置された放射性廃棄物 WG では合意形成のあり方などを議論している（それぞれ 2014 年 5 月に中間報告を取りまとめた）。

地層処分の候補地選定から処分の実施までを行う NUMO は、地質学的条件と工学的条件を総合的に考慮して日本に適地が広く存在するとの立場で、全国の自治体に処分地の公募を呼びかけている。地球科学的観点に関するこれまでの議論では、NUMO が公募に際して示している排除条件（火山から半径 15km、活断層とその長さの1％の幅、大きな隆起・沈降、未固結岩など）を超える内容は出されていない。また、社会科学的観点は今後の審議となっている。

これまでの審議を見ていると、科学的有望地をあまり狭く絞りたくないとの思いが関係者に強いようだ。その理由は、提示した有望地のどの地域からも合意が得られない場合を懸念しているからと考えられる。

一方、「基本方針」では、政府による有望地選定と申し入れが追記され（公募制を排除していない）また、住民の主体的な参画のもとに処分地受け入れの諾否を決めることや可逆性・回収可能性が盛り込まれた。さらに、第三者評価を原子力委員会に委ねることも明記された。原子力推進を基本政策とする原子力委員会では客観性が担保されないとの指摘は取り入れられなかった。

3.3.2 日本学術会議の提言：当面の暫定保管

日本学術会議は、地層処分に関する原子力委員会の審議依頼に対する「回答」を 2012 年 9 月にとりまとめた[32]。また同会議内に設置されたフォローアップ委員会は「高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策提言――国民的合意形成に向けた暫定保管」を 2015 年 4 月に公表した[33]。後者の提言は、高レベル放射性廃棄物（ここではガラス固化体と使用済み核燃料）を 50 年間にわたって暫定保管し、その最初の 30 年間を合意形成と研究開発のための時間に充てることを骨子としている。また、必要ならば暫定保管期間を延長する、との考え方を示した。

政府にこの提言を受け止める余地は少なそうである。それは、政府の原子力政策に協力してきた青森県を説得するという困難な作業を避けているからと推察される。同県には海外返還ガラス固化体が貯蔵されているが、その期間は 30 ～ 50 年間の一時貯蔵である。搬出を始めなければならない時期は 2045 年頃である。青森県は同県を最終処分地にしない約束を政府と文書で取り交わしている。合意形成の 30 年の間に確実に処分地が決まる見通しが得られない提言では青森県を説得できない。かといって 30 年後に確実に処分地を決定すると約束するのであれば、現行の国からの申し入れを進めていく方策と変化はない。

---

32 日本学術会議「回答 高レベル放射性廃棄物の処分について」（2012 年 9 月 11 日）
www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-k159-1.pdf

33 日本学術会議 高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会「高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策提言 ― 国民的合意形成に向けた暫定保管」（2015 年 4 月 24 日）
www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t212-1.pdf

3.3.3　見直されるべき総量規制

日本学術会議の「回答」には総量管理が提言に含まれていた。総量管理は2つの内容が混在している。すなわち、発生量の上限確定と発生量の抑制である。国民が脱原発を選択するのであれば、発生量の上限確定となるが、脱原発を選択しなくても発生量の抑制は必要との提言だ。後者は高燃焼度化燃料の使用を意味しているようだが、使用済み核燃料の発生量は抑制されるが、ガラス固化体の発生量において、それに見合う抑制が得られるか、検証が必要だ。

政府は今後も長期にわたり原発を維持していく方針をとっており、使用済み核燃料の上限確定の考えは微塵もないが、国民世論が脱原発を支持している中、改めて発生量の上限を確定した上で、国民的合意形成を進めていくべきだ。

いま日本に存在する高レベル放射性廃棄物の形状は、ガラス固化体と使用済み核燃料に加え、高レベル放射性廃液がある。この廃液はガラス固化工程が停止していることから残っているものだが、廃液状態での長期保管は適当でない。貯蔵容器の耐腐食性の問題に加え、放射線分解により発生する可燃性気体への対応が長期に求められるからである。残存廃液のガラス固化だけを進めるべきである。

第二部　原子力市民委員会 2014年度活動報告

原子力市民委員会

◉委員会の活動概要

2013 年 4 月の発足から一年目にあたる 2014 年 4 月に『原発ゼロ社会への道――市民がつくる脱原子力政策大綱』（脱原子力政策大綱）を刊行し、同月開催された「脱原発フォーラム」（日本教育会館 一ツ橋ホール、840 名参加）で発表後、広く普及を開始した。

2014 年度の原子力市民委員会の活動の特徴としては、4 つの部会の枠組みを超えた複数のプロジェクトチーム（PT）の形成とその取り組みが上げられる。新規制基準（2013 年 7 月施行）に基づく原発再稼働の審査手続きが加速する中で形成された「再稼働問題プロジェクトチーム」では、5 月に鹿児島県で「川内原発再稼働についての自主的公聴会 in 薩摩川内市」、2015 年 2 月に福井県で「高浜原発再稼働についての自主的公聴会 in 福井県小浜市」を開催し、立地地域の人々への情報提供と意見交換の場をもつとともに、見解・声明を多数発表し、福島原発事故後の規制行政が安全性、防災、手続の民主性のすべてにおいて深刻な問題をはらむ現状を広く知らせた。この他、「被害者の健康管理・医療保健支援の態勢づくりに向けた課題検討」、「被災地における現状把握のためのヒアリング」「国際問題（原発輸出・日米原子力協定）」「立地・周辺自治体の財政・経済自立に向けた課題」「福島原発事故「後始末」の対案」に関わるプロジェクトチームを立ち上げ、取り組みを行った。詳細については各部会からの活動報告をご覧いただきたい。

発足当初から原子力市民委員会を率いた舩橋晴俊座長が 8 月に急逝された。突然のことで市民委員会が受けた衝撃と損失は大きかったが、皆で話し合いを重ね、舩橋氏が掲げた「公論形成」を委員会の活動の柱にすえることを再確認し、9 月末に新しい体制で活動をスタートした。

あわせて各地で地元団体が主催する「脱原子力政策大綱」の学習会等に講師として積極的に参加・協力するとともに、2015 年 3 月に開催された国連の防災会議に合わせて、脱原子力政策大綱の英訳版作成に着手し、海外への普及も開始した。

◉委員会の活動記録

＜主催行事・会合など＞

2014 年　4 月　9 日　運営会議（第 10 回）
2014 年　4 月 12 日　『原発ゼロ社会への道――市民がつくる脱原子力政策大綱』発表記者会見
2014 年　5 月 12 日　運営会議（第 11 回）
2014 年　6 月　9 日　第9回　原子力市民委員会
2014 年　7 月 23 日　運営会議（第 12 回）
2014 年　8 月 25 日　運営会議（第 13 回）
2014 年　8 月 25 日　第 10 回　原子力市民委員会
2014 年　9 月 15 日　体制検討会議

2014 年　9 月 22 日	運営会議（第 14 回）・臨時委員会
2014 年　9 月 30 日	新体制のご挨拶（ならびに「原子力規制委員会の発足 2 周年および川内原発設置変更許可に係わる声明」）記者会見
2014 年 10 月 21 日	運営会議（第 15 回）
2014 年 10 月 27 日	第3回　原子力市民委員会カフェ
2014 年 11 月 18 日	第 11 回　原子力市民委員会
2014 年 11 月 18 日	原子力防災・避難計画に関する勉強会
2014 年 12 月　8 日	記者会見「日本の原子力･エネルギー政策のあり方――原子力市民委員会座長として」
2014 年 12 月　8 日	運営会議（第 16 回）
2015 年　1 月 16 日	運営会議（第 17 回）
2015 年　1 月 19 日	被ばく基準・限度を検討する会合
2015 年　2 月 23 日	第 12 回　原子力市民委員会、福島第一原発事故由来の放射性廃棄物の処理に関する検討会

＜共催・協力行事＞

2014 年　4 月 13 日	脱原発フォーラム「脱原発社会の創造――今市民として取組むべきこと」
2014 年　5 月　8 日	セミナー「原発ゼロ社会への行程（『脱原子力政策大綱』）～行財政の仕組みをつくりかえる」
2014 年　6 月 22 日	原発勉強会特別講演会「原発ゼロ社会への道を探せ～市民がつくる新しい脱原発政策」（山梨県・北杜市）
2014 年　6 月 28 日	原発ゼロ社会への道 兵庫フォーラム（神戸市）
2014 年　7 月 16 日	共同記者会見「川内原発再稼動問題 ～規制委員会審査書案発表へのコメント」
2014 年　7 月 27 日	連続勉強会「原発ゼロ社会への道を探る」（山梨県・北杜市）
2014 年　9 月 13 日	原発ゼロへの道―新しい公論形成のための報告会　in 宮城県栗原市
2014 年 10 月 18 日	脱原発セミナー「原発コストと電気料金――エネルギー転換に向けて」
2014 年 10 月 21 日	院内集会「ドイツのエネルギーシフトと市民参加、核廃棄物最終処分場問題」
2014 年 10 月 26 日	連続勉強会「原発ゼロ社会への道を探る」（山梨県・北杜市）
2014 年 10 月 26 日	さようなら原発！烏山地域の会「さようなら原発フォーラム」（世田谷区）
2014 年 11 月 25 日	市民講演会「いのちと放射能～放射能汚染の実情とその対策」（宮城県奥州市）
2014 年 12 月 20 日	関西研究集会「徹底討論！ 脱原子力政策大綱をどう活かすか――再稼動阻止に向けて」（大阪市）
2015 年　2 月 14 日	講演会「ちょっと待った！川内原発再稼働　知らされない福島の現実」（町田市）

◉委員会の今後の予定

プロジェクトチームによる部会を越えた研究活動を軌道に乗せるとともに、福島第一原発事故の被災者の「人間の復興」ならびに原発ゼロ社会の構築に向けて、各地での学習会の開催や幅広い人々を対象とした公論形成活動をすすめる。特に原発再稼働の動きや福島原発事故被災地での人々の健康影響、事故廃棄物の処理などの喫緊の課題への取り組みのほか、「原発復活政策」によって再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの取り組み、そして地球温暖化対策がいずれも妨げられる現状に関する情報発信等にも力を入れていきたい。

第1部会
東電福島第一原発事故被災地対策・被災者支援部会（福島原発事故部会）

◉第1部会／健康問題ＰＴ／被災地ヒアリングＰＴの活動概要

脱原子力政策大綱の第1章「福島原発事故の被害の全貌と人間の復興」で取り扱った論点・テーマは多岐にわたるが、国･県主導の「復興」政策の失敗により、福島原発事故による被害は放置･拡大されており、部会メンバーによる個々の研究･提言活動が続けられている。第1部会を中心に「被害者の健康管理・医療保健支援の態勢づくりに向けた課題検討プロジェクトチーム（健康問題ＰＴ）」、「被災地における現状把握のためのヒアリングプロジェクトチーム（被災地ヒアリングＰＴ）」を立ち上げ、取り組みを開始した。福島第一原発サイトの現状把握・提言活動については、第4部会を中心に取り組みが行われている。

◉第1部会／健康問題ＰＴ／被災地ヒアリングＰＴの活動記録

2014 年　7 月 24 日	日医総研との情報交換
2014 年　8 月 26 日	第1部会会合（第 14 回）
2014 年　9 月 10 日	福島県霊山町小国地区訪問(曹洞宗成林寺住職､「きれいな小国を取り戻す会」､「小国復興プラン提案委員会」関係者などヒアリング･意見交換会)
2014 年 10 月 13 日	仏専門家（ミシェル・プリュール氏、イブ・ルノワール氏ら）との懇談会
2014 年 11 月 18 日	第1部会会合（第 15 回）
2014 年 11 月 30 日	健康管理のあり方に関する公開フォーラム（「被ばくと健康管理のあり方に関する市民・専門家委員会」との共催）
2014 年 12 月 12 日	栃木県塩谷町訪問(見形和久町長ヒアリング､地元住民約 80 名参加の意見交換会)
2015 年　1 月 19 日	第1部会会合（第 16 回）
2015 年　3 月　4 日	宮城県丸森町･大河原町訪問　（「筆甫まちづくりセンター」（丸森町筆甫地区）､「市民放射能測定所てとてと」（大河原町）、直売所「あがらいん伊達屋」（丸森町耕野地区）ヒアリング）
2015 年　3 月 17 日	宮城県加美町訪問（猪股洋文町長、ＪＡ加美よつば､「放射性廃棄物最終処分場建設に断固反対する会」などヒアリング）

◉第1部会／健康問題ＰＴ／被災地ヒアリングＰＴの今後の予定

健康問題ＰＴでは、甲状腺がんについて福島県内でしか体系だった検査が行われておらず、その他の疾病については把握すら行われていない現状が続いており、健康への権利が阻害されている実状を把握すべく、他団体との連携を含めた取り組みを行っている。また、被災者の意識調査なども含めて、被災者の状況を把握すべく資料収集に努めている。被災地ヒアリングＰＴでは、原発事故の被害を多角的に把握することを目指して、特定避難緩衝地点の指定が解除された福島県の小国地区や指定廃棄物最終処分場の候補地に選定された栃木県塩谷町や宮城県加美町などでヒアリングを行った。今後はその結果をまとめたレポートの作成とともに、ヒアリング過程で浮き彫りとなった国の帰還政策や事故廃棄物処理・処分の問題について、部会を越えた取り組みを進めていきたい。

第2部会　核廃棄物管理・処分部会（核廃棄物部会）

◉第2部会／国際問題ＰＴの活動概要

脱原子力政策大綱の第3章「放射性廃棄物の処理・処分」について、４名に外部レビューを依頼した。定松淳氏（東京大学特任講師）からは、「ウラン開発＆濃縮、再処理、分離変換技術、高速増殖炉、地層処分。すべて止めるべきとしているが、中止・廃止の優先順位がない」、「乾式貯蔵に関する詰めが甘い。乾式貯蔵は電源三法交付金の交付対象にしてもよいのではないか。暫定保管は、電力管内ではなく都道府県内のほうが、世論喚起につながるのではないか。ただし、暫定保管方法についての詰めがない」、鈴木達治郎氏（長崎大学核兵器廃絶研究センター副センター長）からは、「政策転換コストを最小にするための「移行期間」「移行措置」の詰めが不十分」、長野浩司氏（電力中央研究所社会経済研究所副所長）からは、「脱原子力であろうと原子力利用継続であろうと、放射性廃棄物に関連して克服すべき課題は多い。①使用済み燃料の「暫定保管」によって生ずるコストに関する考察が欠けている。②六ヶ所再処理工場内に貯蔵されている 3000 トンを各地が引き取って乾式貯蔵するのは本当に有効策なのか。「大都市圏の人々の無関心」の解消にはつながらない」、劉晶氏（九州大学大学院生）からは、「JNDA の事業効率性に疑問がある」などのコメントを受けた。

第2部会を中心に国際問題プロジェクトチーム（国際問題ＰＴ）を立ち上げ、原発輸出問題について、①海外における日本企業による原発建設を推進する日本の政策のあり方 ②原発輸出にともなう原子力協定の締結と国会における審議、承認の是非 ③公的資金による海外における原発輸出関連調査のあり方 ④公的資金による金融支援や保険など原発建設支援のあり方」について、話題提供を受け、討議を行った。また、日米原子力協定問題について、①日米原子力協定の締結の経過 ②現行協定の内容と特徴、成立過程 ③米国の協定承認プロセスと政策的目的 ④不拡散条項（Gold Standard）、改正原子力法（HR1280）等をめぐる動向に関する話題提供を受け、討議を行った。

◉第2部会／国際問題ＰＴの活動記録

2014 年　6 月 23 日	第2部会会合（第 10 回）
2014 年　9 月 30 日	第2部会会合（第 11 回）
2014 年 11 月　4 日	第2部会（第 12 回）、国際問題ＰＴ会合「原発輸出の問題」（JACSES 田辺有輝氏）
2015 年　1 月 20 日	第2部会（第 13 回）、国際問題ＰＴ会合「日米原子力協力協定」（原子力資料情報室 松久保肇氏）
2015 年　2 月 17 日	第2部会会合（第 14 回）
2015 年　3 月 30 日	第2部会準備会合

◉第2部会／国際問題ＰＴの今後の予定

2015 年度の前半には、国際問題ＰＴとして「日米原子力協定問題に関するブリーフィングペーパー（仮）」を作成する他、福島原発事故由来の廃棄物をめぐる処置のあり方の社会問題化や、再稼働・原発維持を見すえた廃棄物政策の動向が顕著に見られることから、第2部会として「核廃棄物問題の総合的な把握と国民的議論喚起のための個別レポート（仮）」の作成を目指す。

第3部会　原発ゼロ行程部会

◉第3部会／立地地域自立課題ＰＴの活動概要

2014 年度は、【重点分野 1】立地・周辺自治体の自立に向けた課題と、【重点分野 2】電力システム改革下の原子力政策、東電、電力会社のあり方の二つのテーマを設定し、取り組みを行った。

【重点分野 1】では、具体的課題を「原発依存による課題、諸問題の整理」「原発依存の原因構造分析」「原発依存からの脱却方法の提案」として、「立地・周辺自治体の財政・経済自立に向けた課題プロジェクトチーム」（立地地域自立課題ＰＴ）を立ち上げ、研究者、自治体関係者等で検討を行った他、立地自治体等へのヒアリングを行い、率直な対話ができる場を設けて検討を進めた。

【重点分野 2】では、具体的課題を「電力システム改革（電力自由化、発送電分離）」「東電処理」「廃炉会計」「損害賠償費用、事故処理費用の負担」「電力会社経営問題」「新しいエネルギー政策形成の動き」「電力システム改革の下で原発を生き残らせる政策、東電を行き残させる政策が急速に整備されようとしている現状（総合資源エネルギー調査会の各審議会等）」として、関係する研究者を中心に、電力システム改革下の課題について整理し、政策提案につなげられるように検討した。

◉第3部会／立地地域自立課題ＰＴの活動記録

2014 年　7 月 10 日	第3部会（第 8 回）、立地地域自立課題ＰＴ会合
2014 年　8 月 20 日	第3部会（第 9 回）、立地地域自立課題ＰＴ会合
2014 年 11 月　4 日	「再生可能エネルギーの系統接続手続き「保留」問題に対する声明」発表記者会見

2014 年 12 月 11 日	第3部会会合 (第 10 回)
2015 年　1 月 15 日	第3部会会合 (第 11 回)
2015 年　1 月　26 -27 日	立地地域自立課題 PT 福井会合、公開勉強会「原発ゼロ社会に向けた立地自治体の課題」(福井県越前市)、「森と暮らすどんぐり倶楽部」訪問 (美浜町)
2015 年　2 月 23 日	「原発の会計制度と電気料金からみる原発政策」(原子力市民委員会での報告)

◉第３部会／立地地域自立課題ＰＴの今後の予定

立地地域自立課題ＰＴでは、地域経済などの研究者や脱原発をめざす首長会議などの団体との連携も進め、引き続き立地自治体での対話・ヒアリング調査を進める (福井県の立地自治体と周辺自治体など)。2015 年 6 月頃までに中間報告、2015 年 6 月以降にレポート (提言の骨子など) 作成を目指す。

第４部会　原子力規制部会

◉第４部会／福島原発「後始末」ＰＴの活動概要

第４部会 (原子力規制部会) として、主に下記のテーマに取り組んだ。

1. 原子力規制に係る問題――川内原発・高浜原発をはじめとする再稼働を意図した各原発の審査批判、審査書・工事計画書・保安規定などの検討を行った。その知見に基づいて、パブリックコメント用の文例集の作成・普及活動も行った。併せて、メンバー各自が著作・寄稿を行った。
2. 原発差し止め訴訟に係る問題――大飯原発控訴審ほか、各地の原発差し止め訴訟のために、争点の分析や海外 (とくにドイツ) の訴訟についての情報収集を行い、技術的問題についての意見書等の検討を行った。
3. 原発安全研究――原発の安全の考え方、地震・火山などの自然災害のリスクについて研究を行った。
4. 福島第一原発サイトのウォッチ――福島原発事故の原因究明、福島原発サイトの「後始末」計画、被ばく労働軽減の方策などについて考察を行った。また、第４部会を中心に「福島原発事故「後始末」の対案プロジェクトチーム」(福島原発「後始末」ＰＴ) を立ち上げ、政府・東京電力が作成・遂行している「廃止措置に向けた中長期ロードマップ」に対して、経済上および被ばく労働低減のためにより合理的な対案を作成した。

◉第４部会／福島原発「後始末」ＰＴの活動記録

2014 年　6 月　4 日	第４部会会合 (第 12 回)
2014 年　6 月 26 日	第４部会会合 (第 13 回)

2014 年　7月28 日	第4部会会合（第 14 回）
2014 年　8月　4 日	「川内原発設置変更許可申請書に対する審査案についてのパブリックコメント文例」発表（8 月 11 日に更新版発表）
2014 年 11 月 10 日	第4部会会合（第 15 回）
2014 年 12 月　4 日	第4部会会合（第 16 回）
2015 年　1月 12 日	第4部会会合（第 17 回）
2015 年　1月 12 日	「高浜原発設置変更許可申請書に対する審査案についてのパブリックコメント文例」を発表
2015 年　2月 18 日	第4部会会合（第 18 回）
2015 年　3月 18 日	第4部会会合（第 19 回）

◉第４部会／福島原発「後始末」ＰＴの今後の予定

特別レポート「100 年以上隔離保管後の『後始末』」をまとめ終えたので、6 月に公開し、関係者の参考に供する予定である。

再稼働問題プロジェクトチーム

◉再稼働問題ＰＴの活動概要

再稼働問題プロジェクトチーム（再稼働問題ＰＴ）は 2014 年 5 月に設置された。その主な目的は2つある。第1は、原発など核施設の再稼働計画について、主として安全性・防災の観点から評価を行い、見解・声明等の形でそれを発表することである。第2は、再稼働計画が進んでいる立地地域・周辺地域において、第1の目的で明らかになった問題等に関して、それらの自治体・住民と意見交換を行い、地域における公論形成に貢献することである。

再稼働問題ＰＴは固定的なメンバーをもたず、原子力市民委員会執行部と第3・第4部会を中心として、再稼働計画に対するタイムリーな批判活動の企画を立て、その協力者がメンバーになるという形で運営している。

◉再稼働問題ＰＴの活動記録

2014 年　5月 31 日	川内原発再稼働についての自主的公聴会 in 薩摩川内市
2014 年　6月　1 日	緊急集会in水俣川内原発の再稼働を考える〜鹿児島だけの問題ではない」
2014 年　7月　9 日	見解「川内原発再稼働を無期凍結すべきである」緊急記者会見（都内）
2014 年　7月 14 日	見解「川内原発再稼働を無期凍結すべきである」を鹿児島県に提出、記者会見
2014 年　8月　4 日	「川内原発審査書案に対する総合的意見」発表記者会見（鹿児島市）、川内原発の「審査書案のパブコメ」と「避難計画」についてのワークショップ@鹿児島市開催

2014 年　9 月 30 日	声明「原子力規制委員会の存在意義が問われている」、声明「原子力規制委員会が審査書を決定しても原発の安全性は保証されない」発表記者会見
2014 年 10 月　6 日	声明「原子力規制委員会が審査書を決定しても原発の安全性は保証されない」を鹿児島県に提出・記者会見
2014 年 11 月 20 日	川内原発の工事認可などの手続きに関する記者レク、地元市民が企画の「川内原発の再稼動を考える公開討論会」に参加（鹿児島市）
2014 年 12 月　3 日	「九州電力川内原子力発電所の緊急時における原子力災害避難計画についての自治体アンケート調査」結果を鹿児島県に提出・記者会見開催
2015 年　2 月　1 日	高浜原発再稼働についての自主的公聴会 in 福井県小浜市、「見解:高浜原発3・4号機の再稼働は容認できない」を発表
2015 年　3 月　9 日	院内勉強会「高浜原発再稼働問題をどう考えるか〜確実な原子力防災と民主主義尊重の必要性」
2015 年　3 月 26 日	三日月大造滋賀県知事との面談、およびそれを受けての記者会見（大津市）

◉再稼働問題ＰＴの今後の予定

鹿児島、福井県周辺（京都、滋賀など）での公開フォーラムや公聴会などのイベント開催とともに、今後は佐賀･福岡、愛媛、青森などでも現地活動の必要性が出てくるであろう。2015 年度前半期には、特別レポート「再稼働をめぐる中間評価と展望」（仮題）の発表を目指す。資料として一連の見解・声明や、実施記録などを添付する。

おわりに

原子力市民委員会は、2013 年 4 月に発足し、 1年間の調査研究と討議を重ね、「脱原子力政策大綱の作成」という発足時の第一目標を、2014 年 4 月に『原発ゼロ社会への道』という直球タイトルの報告書を世に問うかたちで果たすことができた。同年 6 月には、この報告書の普及版（同じ構成のまま、より平易な言葉で分量も約半分に編集しなおした簡易版）『これならできる原発ゼロ！ 市民がつくった脱原子力政策大綱』を宝島社から刊行した。2014 年度は、これら報告書の内容を広く市民に共有してもらうための活動を進めるとともに、政府の原子力政策、原子力規制、環境エネルギー政策のしばしば望ましくない動きに対抗して、自主公聴会の開催、見解や声明の発表、学習会やパブコメのための情報提供を、各地の市民と協働しつつ展開してきた。

「脱原子力政策大綱」については、発表3年後となる 2017 年に全面的な改訂版を発行することを目指し、調査と検討を続けるが、そのあいだにも原子力やエネルギーをめぐる政治、経済状況、司法判断、科学技術、国際関係などに様々な変動があるだろう。また、福島第一原発の事故サイトでの厳しい状況や被災地・被害者の切迫した状況にも、悠長な対応を許さぬものがある。これらに対する原子力市民委員会としての応答を示す意味も含めて、毎年、年次報告書を出していくことにした。

この〈年次報告 2015〉の第一部では、政府が進めている原発復活政策の批判的な分析をメインテーマとした。各章の執筆者は以下の通りであるが、これ以外の多くの原子力市民委員会メンバー（委員・部会員・アドバイザー・事務局）が草稿の改訂作業に積極的に加わり、いくつかの論点については異なる意見を闘わしつつ、まとめあげたものである。

はじめに　吉岡斉
第1章　島薗進、満田夏花、大沼淳一、細川弘明、筒井哲郎
第2章　筒井哲郎、満田夏花
第3章　伴英幸、大島堅一、松原弘直
（第一部全体の編集調整は、細川弘明が担当した。）

原子力市民委員会の主な活動はウェブサイトでも随時報告しているが、この際、昨年度の活動の全容を見ていただくため、年次報告の第二部を委員会および各部会・プロジェクトチーム（PT）の活動紹介にあてた。さまざまな形でご支援いただいた各地の皆さまにあらためて御礼申し上げるとともに、今後も一層のご助力ご支援をお願いしたい。もちろんご批判もよろこんで頂戴したい。

2015 年度からは、さらに新たなメンバーも加わり、原発ゼロ社会の実現にむけた試みをさまざまに展開していきたい。今回、この年次報告と同時に、別冊で、特別レポート『100 年以上隔離保管後の「後始末」』を発表する。福島第一原発サイトでの収束作業の長期的なあり方に一石を投じることができれば幸いである。原子力市民委員会では、このようにテーマを絞り込んだ「特別レポート」を順次発表していく予定であり、部会あるいは部会横断的に編成される PT ごとに検討を進めている。

原子力市民委員会は、髙木仁三郎市民科学基金（略称：髙木基金）の特別事業として設立・運営されており、一般市民からのご寄付によって全面的に支えられている。もちろん、財政面だけでなく、各種集会への参加、報告書・声明等への賛同や提案など、いろいろなかたちで顕れる市民の熱い思いこそが私たちを支える希望であり、脱原発を可能とする原動力である。心よりの感謝を記したい。

原子力市民委員会事務局長　細川　弘明

年次報告 2015
原子力発電復活政策の現状と今後の展望

2015 年 6 月 8 日　発行

原子力市民委員会
〒 160-0003　東京都新宿区本塩町 7 番地 7 新井ビル 3 階
（高木仁三郎市民科学基金内）
TEL/FAX　03-3358-7064
E メール　email@ccnejapan.com
ウェブサイト　http://www.ccnejapan.com/
Twitter　https://twitter.com/ccnejp
Facebook　https://www.facebook.com/ccnejapan

頒価　500 円